

## 1 - (1) 19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書【上下水道局水道管理課】

大都市水道に関する災害対策の重大性にかんがみ、札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、水道事業に関し、大都市において災害が発生した際、友愛的精神に基づいて相互に応援するものとし、その円滑かつ迅速な実施を図り、また、恒久の相互応援の基礎とするため、大都市間で締結した21大都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）に基づく飲料水の供給、施設の応急復旧等に必要な資器材の提供その他の事項について、この覚書を作成する。

（災害）

第1条 この覚書において「災害」とは、協定に規定する災害及び濁水等により生ずる被害をいう。

（連絡担当部課）

第2条 大都市は、この覚書の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援の要請）

第3条 災害を受け他の大都市の応援を要請しようとする大都市（以下「応援要請都市」という。）は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、別に定める応援要請手続きにより、前条に定める連絡担当部課を通じて、役務の提供、応援物資の調達その他の必要な措置を要請するものとし、要請を受けた大都市（以下「応援都市」という。）は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

2 応援の要請は、応援要請都市が口頭又は電話、電信その他の情報通信手段により行い、後日、速やかに応援都市に文書を送付するものとする。

（応援本部の設置）

第4条 応援都市は、応援要請都市に災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務を円滑に遂行できるようになるまでの間、国、都道府県、社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）その他の関係機関と協議のうえ、応援に関する事務を担当する応援本部を暫定的に設置することができるものとする。

2 前項の規定により応援本部を設置した場合、応援都市は、応援本部員を派遣し、応援要請都市の依頼に基づき円滑な応援の実施に努めるものとする。

3 応援要請都市に災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務が円滑に遂行できるようになったときは、応援要請都市の判断により、応援本部は、その事務を速やかに災害対策本部に引き継ぐものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援要請都市が負担するものとする。

2 法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援都市に対して、応援に要した経費につき補て

んがあった場合は、その金額を前項の規定による応援要請都市の負担額から控除するものとする。

- 3 応援都市の職員の派遣に要する経費は、応援都市が支弁し、応援要請都市は別に定める基準により算出した額を負担するものとする。
- 4 応援都市の職員とともに応援に従事する管工事業者等（以下「業者等」という。）の派遣に要する経費は、応援都市が支弁し、応援要請都市は別に定める基準により算出した額を負担するものとする。
- 5 応援都市は、応援要請都市が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、一時繰替支弁するものとする。
- 6 前5項の定めによりがたいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

（防災関係物資等の調査結果の交換）

第6条 大都市は災害時に必要な物資及び資材（以下「災害時必要物資等」という。）の相互融通及び応援の円滑な実施を図るため、防災に関する物資及び資材（以下「防災関係物資等」という。）の備蓄及び整備の状況並びに災害発生直後に応援できる職員について、それぞれ調査し、その結果を相互に交換するものとする。

- 2 大都市は、防災関係物資等の備蓄及び整備の体制を拡充するため、災害時必要物資等の量を相互に補完できる体制の確立に努めるものとする。

- 3 大都市は、災害時に調達できる物資及び資材について、常に調査に努めるものとする。

（施設管理等に関する情報の交換）

第7条 大都市は、応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報を相互に交換するものとする。

- 2 大都市は、迅速かつ的確な応急措置の実施のため、災害対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニュアルの作成及び充実に努め、これを相互に交換するものとする。

（災害防止方策の調査研究）

第8条 大都市は、災害防止方策について調査研究し、その結果及び参考となる資料を相互に交換するものとする。

（実施細目）

第9条 この覚書の実施に関して必要な細目事項については、別に協議して定めるものとする。

（協議）

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

## 1— (2) 19大都市水道局災害相互応援に関する覚書実施細目

【上下水道局水道管理課】

(趣旨)

第1条 この実施細目は、19大都市水道局災害相互応援に関する覚書(令和2年3月31日締結。以下「覚書」という。)第9条の規定に基づき、覚書の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この実施細目で使用する用語は、覚書で使用する用語の例による。

(幹事都市)

第3条 覚書の円滑な実施を図るため、覚書幹事都市を別表1のとおり、応援幹事都市を別表2のとおりそれぞれ定めるものとする。

2 覚書幹事都市は、平常時における大都市間の情報交換及び連絡調整業務を行う。

3 応援幹事都市は、災害時において次の各号に掲げる業務を行う。

(1)被災した大都市の状況把握

(2)応援要請に関する連絡調整

(3)国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関との連絡調整

4 覚書幹事都市の任期は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(被害状況の早期把握等)

第4条 災害の発生後、被災した大都市は直ちに応援幹事都市をはじめ他の大都市へ状況を情報発信するものとし、その発信基準を別表3のとおり定める。

2 被災した大都市からの連絡がなく、応援幹事都市からも連絡が取れない場合には、応援幹事都市は、国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関と調整の上、その必要性を判断して現地に出動できるものとする。

3 前項の規定により現地に出動した応援幹事都市は、被害状況の早期把握に努めるとともに、被災した大都市から口頭による応援の要請を受けることができるものとする。

(連絡担当部課に関する情報の交換)

第5条 覚書第2条の連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者に関する情報の交換は、様式1(以下「連絡表」という。)により毎年4月末日までに行うものとする。

2 大都市は、連絡表の内容に変更が生じた場合は、速やかに覚書幹事都市に連絡するものとする。

(応援要請の手続)

第6条 被災した大都市の応援要請は、応援幹事都市に対して行うものとする。

2 応援の要請を受けた応援幹事都市は、国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関と調整を図ったうえで、応援要請都市に代って他の大都市へ速やかに応援の要請を伝達するものとする。

3 応援の要請を受けた大都市は、応援幹事都市と調整を図ったうえで現地に出動するものとする。

(応援都市の職員等)

第7条 応援要請都市は、必要とする応援都市の職員及び業者等の派遣を要請するものとする。

2 応援都市の職員及び業者等は、宿泊場所等を自ら確保し、食料、被服、資金、装備その他の災害

時必要物資等を携行するものとする。

- 3 応援都市の職員及び業者等は、応援都市の都市名を表示する腕章等を着け、その身分を明らかにするものとする。

(連絡調整責任者の通知)

第8条 応援要請都市は、災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務を円滑に遂行できるようになるまでの間、情報連絡を一元化するため、速やかに連絡調整責任者を定め、応援幹事都市へ通知するものとする。

(応援本部の業務等)

第9条 応援本部は、応援要請都市の依頼に基づき次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 応援要請都市との情報交換及び連絡調整
- (2) 国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関との情報交換及び連絡調整
- (3) 応援都市の職員及び業者等に対する宿舍のあっせんその他の便宜の供与
- (4) 応援都市との作業分担の調整
- (5) その他応援に必要な業務

2 前項各号に掲げる業務の総括は、応援幹事都市が行うものとする。

- 3 応援本部員は、覚書第4条第3項の規定による引継ぎがあった場合において、災害対策本部の協力要請があったときは、これに極力応じるものとする。

(応援都市の職員の派遣に要する経費の負担)

第10条 覚書第5条第3項に定める応援要請都市が負担する額は、応援都市の旅費及び諸手当に関する規定により算出した当該応援都市の職員の旅費相当額及び諸手当相当額の範囲内とする。

- 2 応援都市の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援都市の負担とする。ただし、応援要請都市において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。
- 3 応援都市の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援要請都市が、応援要請都市への往復途中に生じたものについては、応援都市が、それぞれその賠償の責に任ずるものとする。

- 4 前3項の定めによりがたいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

(業者等に要する経費の負担)

第11条 覚書第5条第4項に定める応援要請都市が負担する額は、応援都市の算定基準によるものとする。

- 2 前項の定めによりがたいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

(応援経費の繰替支弁)

第12条 応援都市は、覚書第5条第5項の規定により応援経費を一時繰替支弁した場合は、次の各号に定めるところにより算出した額について応援要請都市に請求するものとする。

- (1) 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額
- (2) 車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
- (3) 機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

- 2 前項に定める応援要請都市への請求は、関係書類を添付した応援都市からの請求書により、行うものとする。

3 前2項の定めによりがたいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

(防災関係物資等の情報交換)

第13条 防災関係物資等の調査は、次の各号に掲げる様式により行うものとする。

(1)防災関係物資等の備蓄及び整備の状況については、様式2

(2)災害発生直後に応援に従事できる職員については、様式3

2 前項に規定する防災関係物資等の調査の結果は、毎年6月末日までに交換するものとする。

3 大都市は、調査結果の内容に変更が生じた場合は、速やかに覚書幹事都市に連絡するものとする。

(物資等の規格統一及び相互利用)

第14条 防災関係物資等については、必要に応じて規格の統一化に努めるとともに、これらの備蓄

及び整備については、それぞれ十分に配慮を行うものとする。

2 応援の活動においては、これらの物資を相互利用できるものとし、給水車等の車両については、相互の了解のもと他の大都市の職員によっても運転・運用ができるものとする。

(施設管理情報の交換)

第15条 覚書第7条第1項に規定する防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報の交換は、次の各号に掲げるものを対象とする。

(1)水道施設位置図(浄・配水場、工事事務所、営業所等)

(2)応急給水予定場所を表示した図面

(3)使用資機材の規格

(4)その他必要な図書

2 大都市は、前項各号に掲げるもののほか、必要に応じて、浄・配水場の図面及び取・導・送・配水管路図面を応援幹事都市に提供するものとする。

3 大都市は、災害応援のため移動途上にある応援都市の便宜を図るため、隊員の休憩、物資の補給、情報の収集などの中継機能をそれぞれ用意し、その施設情報を交換するものとする。

(受入マニュアルの作成等)

第16条 覚書第7条第2項に規定する応援の受入れに関するマニュアル(以下「マニュアル」という。)に定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)応援都市の職員及び業者等の集結場所

(2)応急給水場所及び給水方法

(3)応急復旧方法

(4)応援時に必要となる携行品

(5)その他迅速かつ的確な応急措置の実施に必要な事項

2 大都市は、地域防災計画の見直しその他の事由により、マニュアルの内容に変更が生じた場合は、速やかに覚書幹事都市に連絡するものとする。

(調査研究、研修等)

第17条 覚書第8条に規定する災害防止方策についての調査研究の結果及び参考となる資料は、毎年6月末日までに交換するものとする。

2 調査研究の結果及び参考となる資料は、災害派遣活動の経験などと合わせて研修等により、全国の水道事業者へ発信するものとする。

(協議)

第18条 この実施細目に定めのない事項又はこの実施細目の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

別表1（第3条関係） 省略

別表2（第3条関係） 川崎市以外省略

大都市	応援幹事都市	
	第1順位	第2順位
札幌市	仙台市	川崎市
川崎市	静岡市	札幌市
静岡市	川崎市	神戸市

注 第1順位の大都市も被災し、応援幹事都市としての業務に支障が生じた場合、第2順位の大都市が第1順位の大都市に代わり応援幹事都市の業務を遂行する。

別表3（第4条関係） 被災した大都市からの情報発信の基準

<ul style="list-style-type: none"><li>●震度5弱以上の地震が発生したとき</li><li>●特別警報が発令されたとき</li><li>●その他重大な事故、災害が発生したとき</li></ul>
被災した大都市は、被害の有無にかかわらず、直ちに応援幹事都市をはじめ他の19大都市にEメールにて発信する。なお、メール発信ができない場合は、電話等で応援幹事都市へ連絡し、応援幹事都市が被災した大都市に代わり他の19大都市にメール発信することができる。
<p>【発信のタイミング】</p> 被災後1時間以内。その後は状況に応じて3～6時間間隔で、被害や対応の状況が明らかになるまで被災都市の判断で継続する。
<p>【発信内容】</p> 水道事業の状況、被害があればその内容、応援要請の見通し、その他

様式1（第5条関係） 省略

様式2（第13条関係） 省略

様式3（第13条関係） 省略

## 2 東京都との緊急応援に関する業務協定【上下水道局水道管理課】

東京都及び川崎市は、緊急事態における水道施設の防護及び復旧並びに給水の円滑を確保するため、二者間に必要な応援（水道法第40条に規定する緊急応援を含む。）の実施について次のとおり協定する。

### 記

（緊急事態）

第1条 緊急事態とは、地震、火災又は異常湧水その他災害によりいちじるしく水道施設に損傷を受け、又は通常の給水に支障を生じる場合をいう。

（応援）

第2条 緊急事態における応援は、概ね次に掲げるところによる。

- (1) 連絡管による原水の分水
- (2) 連絡管による浄水の分水
- (3) 車両等による浄水の給水
- (4) 防護及び復旧資材の融通
- (5) 人員の派遣

（応援の要請）

第3条 応援の要請は、文書によるものとし、当該文書には前条各号の区分並びに期限及び数量等を明示するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもってすることができる。この場合は、事後すみやかに文書を送付するものとする。

（回答）

第4条 応援の要請に対する回答は、前条に準じて行なうものとする。

（応援の対価）

第5条 応援の対価は、原則として有償とし、対価の額は、双方協議のうえ定めるものとする。ただし、協議の際、無償とすることが適当であると認めた場合は、この限りでない。

（協定の効力）

第6条 この協定の効力は、協定締結の日から生ずる。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

昭和40年8月2日

東京都水道局長 扇 田 彦 一

川崎市水道局長 高 垣 賢 隆

### 3-(1) 東京都と川崎市における連絡管の設置に関する基本協定書

【上下水道局水道管理課】

東京都（以下「甲」という。）と川崎市（以下「乙」という。）は、非常時における水の相互融通のための連絡管（以下「連絡管」という。）の設置に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この基本協定は、震災時や大規模な水源水質事故時等の非常時に、水を相互に融通し、給水の安定性の確保を図ることを目的とする。

（連絡管の設置箇所及び名称）

第2条 連絡管の設置箇所は、次のとおりとする。

- (1) 神奈川県川崎市多摩区登戸付近
- (2) 東京都町田市能ヶ谷町付近

2 連絡管の名称は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号に規定する設置箇所に設置する連絡管の名称 東京・川崎 登戸連絡管（以下「登戸連絡管」という。）
- (2) 前項第2号に規定する設置箇所に設置する連絡管の名称 東京・川崎 町田連絡管（以下「町田連絡管」という。）

（連絡管の設備）

第3条 連絡管の口径は、次のとおりとする。

- (1) 登戸連絡管の口径 800mm
- (2) 町田連絡管の口径 400mm

2 連絡管には付帯設備を設置する。

（工事の施行）

第4条 連絡管等（付帯設備を含む。以下同じ。）の設置工事（以下「工事」という。）は、甲が行う。

（工期）

第5条 工事のうち、設計を平成17年度に行い、施工を平成18年度に行う。

（工事費及び負担割合）

第6条 工事に要する費用（以下「工事費用」という。）の概算金額は、次のとおりとする。

- (1) 登戸連絡管の工事費用 9千万円
- (2) 町田連絡管の工事費用 7千万円

2 工事費用については、甲、乙それぞれが2分の1を負担するものとする。

（施設の所有）

第7条 完成した連絡管等は、甲及び乙の共有とし、持分はそれぞれ2分の1とする。

（維持管理等）

第8条 連絡管等の維持管理に要する費用については、甲、乙それぞれが2分の1を負担するものとする。

2 甲及び乙は、定期的な操作、運用訓練を共同で実施する。

（融通水）

第9条 融通する水は、浄水とする。

2 融通する水量は、次のとおりとする。



- (1) 登戸連絡管の融通する水量 甲、乙共に日量最大10万立方メートルとする。  
(2) 町田連絡管の融通する水量 甲、乙共に日量最大1万5千立方メートルとする。

3 融通する水の対価については、別途協議する。

(建設協定及び管理運用協定の締結)

第10条 甲及び乙は、連絡管等の布設、維持管理及び運用について、別途、建設協定及び管理運用協定を締結するものとする。

(その他)

第11条 「東京・川崎 登戸連絡管の設置に関する基本協定書」(平成15年12月22日締結)は、廃止する。

第12条 この基本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この基本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成17年2月24日

甲 東京都  
代表者 東京都公営企業管理者  
水道局長 高橋 功

乙 川崎市  
代表者 川崎市水道事業管理者  
水道局長 入江 高一

### 3-2 東京都と川崎市における連絡管に関する管理運用協定書

【上下水道局水道管理課】

東京都（以下「甲」という。）と川崎市（以下「乙」という。）は、平成17年2月24日付けで締結した「東京都と川崎市における連絡管の設置に関する基本協定書」第10条の規定に基づき、東京都と川崎市における連絡管（以下「連絡管」という。）の維持管理及び運用について、次のとおり管理運用協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、震災時や大規模な水源水質事故時等の非常時における、甲及び乙の水の相互融通にかかる連絡管の維持管理及び運用に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（連絡管の定義）

第2条 この協定で「連絡管」とは、平成17年5月18日付けで締結した「東京・川崎 登戸連絡管の設置に関する建設協定書」に基づき設置されたすべての施設の総称（以下「登戸連絡管」という。）及び平成17年7月1日付けで締結した「東京・川崎 町田連絡管の設置に関する建設協定書」に基づき設置されたすべての施設の総称（以下「町田連絡管」という。）をいう。

（維持管理）

第3条 登戸連絡管の維持管理は別添図1により、町田連絡管の維持管理は別添図2により、甲及び乙がそれぞれ行うものとする。

- 2 登戸連絡管の維持管理部署は、甲は東京都水道局南部第二支所、乙は川崎市上下水道局第3配水工事事務所とする。
- 3 町田連絡管の維持管理部署は、甲は東京都水道局多摩給水管理事務所、乙は川崎市上下水道局第3配水工事事務所とする。

（補修又は改良）

第4条 連絡管を補修又は改良する必要がある場合は、甲乙協議の上行うものとする。

（補修又は改良による財産の帰属）

第5条 連絡管の補修又は改良に伴う完成物は、甲及び乙の共有物とし、その持分はそれぞれ2分の1とする。

（維持管理費用）

第6条 維持管理に要する費用は、次の各号に掲げる額の合算額とする。

- (1) 補修及び改良に要する費用並びに維持管理として別に定めるものに係る費用
  - (2) 事務費として前号の費用の額に7パーセントを乗じて算出した額
  - (3) 前2号の費用のうち消費税及び地方消費税が課されるものに対する消費税及び地方消費税の額
- 2 維持管理に要する費用は、当該費用が発生した年度末に精算し、複数年度に渡る工事にかかる費用の精算については、工事竣工後の年度末に行なうものとする。

（別件工事による取扱い）

第7条 甲及び乙は、水の相互融通事業とは別の事由による工事等により、連絡管による融通が不能となる恐れがある場合、相手方に対し、工事期間、断水期間等を速やかに通知するものとする。

- 2 前項の事由による断水期間においては、相互融通は行わないものとし、これより生じる損害等に対し、原因者は責任を負わないものとする。
- 3 第1項の工事に要する費用は、工事を施工した側の負担とする。

（連絡体制）

第8条 震災又は大規模な水源水質事故等が発生し、水の融通を依頼する場合の連絡先は次のとおりとする。

- (1) 登戸連絡管については、甲は川崎市上下水道局水運用センター、乙は東京都水道局水運用センターにそれぞれ連絡するものとする。
- (2) 町田連絡管については、甲は川崎市上下水道局水運用センター、乙は東京都水道局多摩給水管理事務所にそれぞれ連絡するものとする。

(運用及び運用訓練)

第9条 連絡管の運用及び運用訓練については、別途、甲乙協議して定めるものとする。

(融通費用)

第10条 水の融通を行った場合の費用は、次の各号に掲げる額の合算額とし、融通を受ける側が全額を負担するものとする。

- (1) 別に定めるところにより算出した1立方メートル当たりの単価に融通した水量を乗じて得た額
- (2) 別に定める融通に係る費用
- (3) 事務費として前号の費用の額に7パーセントを乗じて算出した額
- (4) 前3号に掲げるものの合算額に対する消費税及び地方消費税

2 前項の費用は、前項第1号に定める単価が確定次第、速やかに精算するものとする。

(損害賠償等)

第11条 甲及び乙は、連絡管の維持管理の瑕疵等により、甲、乙又は第三者に損害を与えた場合及び第三者の責に帰すべき事由により施設に支障を生じる事故等が発生した場合における損害賠償等については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

(疑義の決定)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、その1通を保有するものとする。

平成19年3月19日

甲	東京都
代表者	東京都公営企業管理者 水道局長 御園良彦
乙	川崎市
代表者	川崎市水道事業管理者 水道局長 江井茂

### 3- (3) 東京都と川崎市における連絡管に関する管理運用協定書の取扱いにかかる確認書 【上下水道局水道管理課】

東京都（以下「甲」という。）と川崎市（以下「乙」という。）は、平成19年3月19日付けで締結した「東京都と川崎市における連絡管に関する管理運用協定書」（以下「協定」という。）の取扱いについて、以下のとおり確認する。

第1条 協定第1条における「非常時」とは、震災、水源水質事故又は施設事故によって甲又は乙の安定給水が図れなくなる恐れがあるときをいう。ただし、異常渇水時は非常時には含まない。

第2条 協定第2条における「すべての施設」とは、登戸連絡管については、協定別添図1の連絡管、弁、弁室、防食施設一式、流量計室及び流量計の附帯施設をいい、町田連絡管については、協定別添図2の連絡管、弁、弁室、流量計室及び流量計の附帯施設をいう。

2 流量計は簡易可搬式のものとし、登戸連絡管については乙が、町田連絡管については甲が、それぞれ保管及び管理するものとする。

第3条 協定第3条に基づき甲及び乙が行なう維持管理（以下「維持管理」という。）に伴う施設の点検等は、協定第9条に定める運用訓練時に実施するもの及び連絡管事故等の緊急時に甲又は乙がそれぞれ持つ管理基準により実施するものとする。

2 「別添図1」とは、登戸連絡管の財産区分及び維持管理区分を示す平面図をいい、維持管理区分は甲の第1バルブを境に甲の管理区分と乙の管理区分を分けるものとする。

3 「別添図2」とは、町田連絡管の財産区分及び維持管理区分を示す平面図をいい、維持管理区分は乙の第1バルブを境に甲の管理区分と乙の管理区分を分けるものとする。

第4条 協定第4条における「補修」とは、連絡管の現状維持のための取替え及び修繕をいい、「改良」とは、連絡管の機能又は価値を向上させる施設の増設及び新たな建設をいう。

2 協定第4条に規定する補修又は改良の実施に当たっては、計画の段階より予算計上に必要な事項等を速やかに報告し、甲乙協議の上行うものとする。

第5条 協定第6条における維持管理に要する費用は、甲及び乙それぞれの基準により算出するものとする。

2 「維持管理として別に定めるものに係る費用」は、次のとおりとする。

- (1) 運用訓練実施時の甲及び乙による保安委託等に要する費用
- (2) 連絡管事故等の緊急時における甲及び乙による出動に要する費用
- (3) 可搬式流量計の保守にかかる費用
- (4) 防食施設の保守にかかる費用

3 前項第2号については、甲乙双方が出動した場合は、相殺とする。

4 協定第6条に定める維持管理に要する費用の計算の過程において、事務費の額並びに消費税及び地方消費税の額に一円未満の端数が生じたときは、それぞれ切り捨てをするものとする。

5 協定第6条に定める維持管理に要する費用を按分した場合において、甲乙それぞれの負担額に一円未満の端数が生じたときは、甲乙のうち、維持管理を行なった側の負担額の端数を切り捨てるものとする。

6 協定第6条に定める維持管理に要する費用の精算にあたって、請求側は積上げ項目の調書を作成し、相手方に提示しなければならない。

第6条 協定第7条第2項における「これより生じる損害等」とは、別件工事に伴い、協定第1条にいう水の相互融通が果たせないことによる損害をいう。

第7条 協定第8条に定める連絡先への水の融通の依頼及び水の融通の実施に際して、甲乙は双方で文書を取り交わすものとする。ただし、文書の取り交わし時期は、その実施前後を問わない。

2 甲及び乙は、前項の連絡先に変更が生じる場合は、あらかじめ変更後の連絡先を相手方に通知するものとする。

第8条 協定第9条に定める運用及び運用訓練については、別に定める運用マニュアルに基づき行なうものとする。

2 協定第9条に定める運用訓練は、協定第3条第2項及び第3項に定める甲乙それぞれの維持管理部署で実施時期及び内容について協議の上、年1回以上、合同で実施するものとする。

3 運用訓練を実施した際に、連絡管に不具合を発見した場合、甲乙協議の上、補修等の対応を行うものとする。

第9条 協定第10条第1項第1号に定める1立方メートル当たりの単価は、甲又は乙の融通した側の、融通を行なった年度における次の各号に掲げる費用の合計額を年間有収水量で除して得た額とする。

この場合において、計算の過程の金額に一元未満の端数が生じたとき又は計算の結果の単価に小数点第3位以下の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

(1) 原水及び浄水の直接費

(2) 総係費のうち、原水及び浄水に係る経費

(3) 減価償却費及び資産減耗費のうち、原水及び浄水に係る経費

(4) 支払利息及び企業債取扱諸費のうち、原水及び浄水に係る経費

(5) 資産維持費のうち、原水及び浄水に係る経費

(6) 乙の場合にあつては、受水費執行額から関連収入の額を控除した額

2 協定第10条第1項第2号に定める「別に定める融通に係る費用」とは、次のとおりとし、甲及び乙のそれぞれの基準により算出するものとする。

(1) 融通に伴う出動に要する費用

(2) 融通に伴う通水準備に要する費用

(3) 融通時の保安委託に要する費用

(4) その他融通に際し必要と認められる費用

3 協定第10条に定める融通費用の計算の過程において、事務費の額並びに消費税及び地方消費税の額に一元未満の端数が生じたときは、それぞれ切り捨てをするものとする。

4 協定第10条に定める融通費用の精算にあたって、請求側は積上げ項目の調書を作成し、相手方に提示しなければならない。

第10条 この確認書に定めのない事項又はこの確認書の解釈に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この確認書締結の証として本確認書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、その1通を保有するものとする。

平成19年3月19日

甲 東京都  
代表者 東京都公営企業管理者  
水道局長 御園 良彦

乙 川崎市  
代表者 川崎市水道事業管理者  
水道局長 江井 茂

#### 4 - (1) 川崎市水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定

【上下水道局水道管理課】

(趣旨)

第1条 この協定は、水道に関する災害対策の重大性にかんがみ、川崎市水道局と千葉県水道局（以下「両水道局」という。）とが災害により、著しく水道施設に損傷を受け、通常の給水に支障を生じる場合において、円滑かつ迅速な相互応援の実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害及び渇水等により生ずる被害をいう。

(連絡担当部課)

第3条 両水道局は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、別記様式1「災害時連絡表」（以下「災害時連絡表」という。）により毎年4月末までに相互に交換するものとする。

2 両水道局は、災害時連絡表により交換した内容に変更が生じた場合は、速やかに連絡するものとする。

(応援の要請)

第4条 災害を受け応援を要請しようとする水道局（以下「応援要請水道局」という。）は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、前条に定める連絡担当部課を通じて、役務の提供、応援物資の調達その他の必要な措置を要請するものとし、要請を受けた水道局（以下「応援水道局」という。）は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

2 応援の要請は、応援要請水道局が、次の各号に定める事項を明らかにして、口頭又は電信、電話その他の情報通信手段により行うものとし、後日、速やかに応援水道局に文書を送付するものとする。ただし、応援要請水道局は、被害状況が判明しないこと等により、応援を要請すべき事項が明らかでない場合については、応援水道局と別途協議の上、応援を要請するものとする。

(1) 災害の状況

(2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量

(3) 必要とする職員の職種別人員

(4) 応援の場所及び応援場所への経路

(5) 応援の期間

(6) 各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援内容)

第5条 応援水道局が行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

(1) 応急給水活動

(2) 応急復旧活動

(3) 応急復旧用資機材の提供

(4) 管工事業者等の派遣

(5) 前各号に掲げるもののほか特に応援要請のあった事項

(応援要員の派遣)

第6条 応援水道局は、応援要請があった場合、直ちに応援体制を整え応援要請水道局に協力するものとする。

2 応援要請水道局は、応援水道局の職員及び管工事業者等（以下「応援要員」という。）に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与するものとする。

3 応援要員は、食料、被服、資金、装備その他災害時に必要な物資等を携行して行くものとする。

4 応援水道局から派遣された職員は、応援要請水道局の指示に従って作業に従事する。

5 応援要員は、応援水道局名を表示する腕章その他の標識を着用し、その身分を明らかにするものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として応援要請水道局が負担するものとする。

2 応援水道局の職員の派遣に要する経費は、応援水道局が応援水道局の旅費及び諸手当に関する規定に基づき算出した額を支弁し、応援要請水道局が負担する。

3 応援水道局の職員とともに応援に従事する管工事業者等の派遣に要する経費は、応援水道局が応援水道局の基準に基づき算出した額を支弁し、応援要請水道局が負担する。

4 応援水道局の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援水道局が負担する。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請水道局が負担する。

5 前各項の規定にかかわらず、法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援水道局に対して、応援に要した経費につき補てんがあった場合は、その金額を応援要請水道局の負担額から控除するものとする。

(損害賠償に関する特則)

第8条 応援水道局の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請水道局が、応援要請水道局への往復途中に生じたものについては応援水道局が、それぞれの賠償の責に任ずるものとする。

(応援経費の一時繰替支弁)

第9条 応援水道局は、応援要請水道局が前2条に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請水道局から要請があった場合は、一時繰替支弁するものとする。

2 応援水道局は、前項の規定により一時繰替支弁した場合、次の各号に定めるところにより算出した額について応援要請水道局に請求するものとする。

(1) 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額

(2) 車両等については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

(3) 機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

(4) 応急治療をする場合の治療費及び損害賠償に係る経費については、その実費額

(防災関係物資等の調査結果の交換)

第10条 両水道局は、災害時に必要な物資及び資材（以下「災害時必要物資等」という。）の相互融通及び応援の円滑な実施を図るため、防災に関する物資及び資材（以下「防災関係物資等」という。）の備蓄及び整備の状況について調査し、別記様式2「防災関係物資等の備蓄及び整備の状況調査表」により毎年4月末までに相互に交換するものとする。

2 両水道局は、防災関係物資等の備蓄及び整備の体制を拡充するため、災害時必要物資等の量を相互に補完できる体制の確立に努めるものとする。

3 両水道局は、災害時に調達できる物資及び資材について、常に調査に努めるものとする。

4 両水道局は、調査結果の内容に変更が生じた場合は、速やかに連絡するものとする。

(施設管理等に関する情報の交換)

第11条 両水道局は、応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報を相互に交換するものとする。

2 両水道局は、迅速かつ的確な応急措置の実施のため、地域防災計画（法第2条第10号に規定する地域防災計画をいう。）に基づく災害対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニュアルの作成及び充実に努め、これを相互に交換するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成9年6月1日から適用する。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成9年5月30日

川崎市水道事業管理者 渡 瀬 正 則

千葉県水道事業管理者 時 谷 暢 明

様式1（第3条関係）（A4） 省略

様式2（第10条関係）（A4） 省略

#### 4－(2) 川崎市水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定の了承事項

【上下水道局水道管理課】

川崎市水道局（以下「甲」という。）と千葉県水道局（以下「乙」という。）とは、平成9年5月30日に締結した川崎市水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定（以下「協定」という。）に関して次のとおり了解する。

##### 1 濁水等について

協定第2条の「濁水等」の等については、水質事故を含むものとする。

##### 2 管工事業者等について

協定第5条（4）の「管工事業者等」については、応援水道局の規程等に定めるところによるものとする。

##### 3 管工事業者等の災害補償、損害賠償について

協定第5条（4）の管工事業者等の派遣に伴って、管工事業者等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償及び業務上第三者に損害を加えた場合における損害賠償については、応援水道局と管工事業者等との契約により処理するものとする。

##### 4 復旧に係る工事費の算出について

協定第7条第1項の応援に要した経費のうち、復旧に係る工事費は原則として応援水道局の規程等に定める基準に基づき算出した額とする。

平成10年3月4日

甲 川崎市水道事業管理者 野口 敏 宏

乙 千葉県水道事業管理者 時 谷 暢 明



## 5 横浜市との緊急応援に関する業務協定【上下水道局水道管理課】

横浜市及び川崎市（以下「両市」という。）は、緊急事態における水道施設の防護及び復旧並びに給水の円滑を確保するため、両市間に必要な応援（水道法第 40 条に規定する緊急応援を含む）の実施について次のとおり協定する。

### 記

（緊急事態）

第 1 条 緊急事態とは、地震、火災又は異状湧水その他の災害により、いちじるしく水道施設に損傷を受け、又は通常の給水に支障を生ずる場合をいう。

（応援）

第 2 条 緊急事態における応援は、概ね次に掲げるところによる。

- (1) 連絡管による原水の分水
- (2) 連絡管による浄水の分水
- (3) 車両等による浄水の給水
- (4) 防護及び復旧資材の融通
- (5) 人員の派遣

（応援の要請）

第 3 条 応援の要請は、文書によるものとし、当該文書には前条各号の区分並びに期限及び数量等を明示するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもってすることができる。この場合は、事後すみやかに文書を送付するものとする。

（回答）

第 4 条 応援の要請に対する回答は、前条に準じて行なうものとする。

（応援の対価）

第 5 条 応援の対価は原則として有償とし、対価の額は、双方協議のうえ定めるものとする。ただし、協議の際、無償とすることが適当であると認めた場合は、この限りでない。

（協定の効力）

第 6 条 この協定の効力は、協定締結の日から生ずる。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

昭和40年 8 月 2 日

横浜市水道事業及び工業用  
水道事業担当管理者

水 道 局 長 渋谷 三 郎  
川崎市水道局長 高 垣 賢 隆

## 6－(1) 公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定 【上下水道局庶務課】

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常渇水等の災害で被災した都市が速やかに給水能力を回復できるように、公益社団法人日本水道協会関東地方支部（以下「関東地方支部」という。）に属する都県支部（以下「都県支部」という。）間における相互応援活動及び公益社団法人日本水道協会（以下「協会本部」という。）の他の地方支部と関東地方支部との間における相互応援活動に係る都県支部の体制に関し必要な事項を定める。

(要請の種類)

第2条 関東地方支部内において災害が発生した場合、当該災害で被災した事業者が属する都県支部の支部長は、次の要請をすることができる。

- (1) 他の都県支部長に対する応援要請
- (2) 協会本部の他の地方支部長（以下「他の地方支部長」という。）に対する応援要請

(要請方法)

第3条 前条の要請は、公益社団法人日本水道協会関東地方支部長（以下「関東地方支部長」という。）に対して行うものとする。

2 前項の要請は、次の事項をできる限り明らかにし、口頭、電話、電信又は無線等迅速かつ適切に伝達できる方法で行うものとし、後日速やかに文書を関東地方支部長に提出する。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする応援内容
- (3) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (4) 必要とする給水車台数または応急復旧班数
- (5) 応援の場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

3 第1項の要請を受けた関東地方支部長は、関東地方支部内の他の都県支部長（以下「応援都県支部長」という。）に対して応援を要請する。この場合において、前項の規定は、関東地方支部長の要請についてこれを準用する。

4 関東地方支部長は、第1項の要請を受けた際、被災状況又は地理的条件等から必要と認めるときは、協会本部を通じて、他の地方支部長へ応援を要請するものとする。

5 関東地方支部長は、被災状況等から必要があると認めるときは、第1項の要請を待たずに、応援都県支部長に対し応援活動を即座に行える体制を整えるよう要請することができる。

(代理)

第4条 関東地方支部長である事業者が被災し、適切な連絡調整が行えない場合は、別表1に掲げる順位により、各都県支部長がこの協定における関東地方支部長の事務を代理するものとする。

2 都県支部長は、都県支部長である事業者が被災した場合に、この協定に定める都県支部長の事務を代理させる事業者をあらかじめ決めておくものとする。

(応援都県支部長の責務)

第5条 応援都県支部長は、関東地方支部長から第3条に定める応援の要請を受けたときは、応援を要請した都県支部長（以下「被災都県支部長」という。）に全面的に協力するものとする。

(応援活動)

第6条 応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧資機材の提供
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援職員の受入)

第7条 応援活動を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災都県支部長は、応援活動のために派遣する職員（以下「応援職員」という。）の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定する。ただし、宿泊施設の指定が困難な場合においては、応援活動に従事する水道事業者（以下「応援水道事業者」という。）及び応援水道事業者現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に対し、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(幹事応援水道事業者)

第8条 関東地方支部長は、関東地方支部内で大規模広域災害が発生した場合等に、現地対策本部と応援水道事業者との連絡調整を効率的に行うため、幹事応援水道事業者を定めることができる。

(中継水道事業者)

第9条 関東地方支部長は、関東地方支部内で大規模広域災害等が発生し、関東地方支部内の被災都県支部以外の都県支部、又は他の地方支部からの応援が必要となった場合は、遠方からの応援水道事業者の移動補助を目的とした活動を行う中継水道事業者を、関係する都県支部長と協議の上、定めることができる。

(支援拠点水道事業体)

第10条 関東地方支部長は、関東地方支部内で大規模広域災害等が発生し、応援の長期化が見込まれる場合は、効率的な応援体制の構築を実現することを目的とした活動を行う支援拠点水道事業体を、関係する都県支部長と協議の上、定めることができる。

(費用負担)

第11条 この協定に基づく応援に要する費用の負担については、法令その他別段の定めがあるものを除き、応援を受ける水道事業体（以下「被災水道事業体」という。）が負担することを原則として、詳細を別途定めるものとする。

2 被災水道事業体が負担すべき費用であっても、被災水道事業体が当該費用を支弁するいとまがない場合は、応援水道事業体が一時繰替支弁するものとする。

(他の地方支部への応援)

第12条 関東地方支部長は、協会本部から他の地方支部の正会員に対する応援活動の協力要請を受けたときは、その受諾について、各都県支部長と協議するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

2 関東地方支部長が、前項の応援活動の協力要請を受諾したときは、関東地方支部内の事業体においては、この協定による応援活動の例により協力するものとする。

(協会本部正会員以外の水道事業体等への応援)

第13条 関東地方支部内の各都県支部長、各県等の行政機関又は他の地方支部長から、協会本部正会員以外の水道事業体又は簡易水道事業体等に対する応援活動の協力要請があった場合は、関東地方支部長と関係する都県支部長が協議の上、この協定に準じて当該応援活動の協力要請に対応するものとする。

(連絡担当部課)

第14条 関東地方支部長及び各都県支部長は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

(平時からの情報交換及び訓練)

第15条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、関東地方支部長及び各都県支部長は、前条の連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者からなる関東地方支部防災連絡協議会を設け、毎年定期的に必要な情報の交換を行うものとする。

2 相互応援の円滑な実施を図るため、関東地方支部内で合同防災訓練を定期的実施するものとする。

(その他)

第16条 この協定に定めるもののほかこの協定の実施について必要な事項については、関東地方支部長及び各都県支部長が協議してこれを定める。

附 則

- 1 この協定は、平成10年4月30日から適用する。
- 2 この協定の締結の証として、本書9通を作成し、関東地方支部長及び各都県支部長記名押印の上、各自その1通を保有する。

附 則

- 1 この協定は、平成23年12月7日から適用する。
- 2 この協定の締結の証として、本書9通を作成し、関東地方支部長及び各都県支部長記名押印の上、各自その1通を保有する。

附 則

- 1 この協定は、平成28年8月8日から適用する。
- 2 この協定の締結の証として、本書9通を作成し、関東地方支部長及び各都県支部長記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年8月8日

公益社団法人日本水道協会関東地方支部長

横浜市 市長 林 文子

公益社団法人日本水道協会東京都支部長

東京都公営企業管理者 醍 醐 勇 司

公益社団法人日本水道協会神奈川県支部長

川崎市 市長 福 田 紀 彦

公益社団法人日本水道協会千葉県支部長

千葉県知事 森 田 健 作

公益社団法人日本水道協会埼玉県支部長  
さいたま市長 清水 勇 人

公益社団法人日本水道協会群馬県支部長  
前橋市長 山本 龍

公益社団法人日本水道協会栃木県支部長  
宇都宮市長 佐藤 栄 一

公益社団法人日本水道協会茨城県支部長  
日立市長 小川 春 樹

公益社団法人日本水道協会山梨県支部長  
甲府市長 樋口 雄 一

別表 1

順 位	支 部 長 名
第 1 順 位	東 京 都 支 部 長
第 2 順 位	神 奈 川 県 支 部 長
第 3 順 位	千 葉 県 支 部 長
第 4 順 位	埼 玉 県 支 部 長
第 5 順 位	群 馬 県 支 部 長
第 6 順 位	栃 木 県 支 部 長
第 7 順 位	茨 城 県 支 部 長
第 8 順 位	山 梨 県 支 部 長

6 - (2) **公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定実  
施要領** **【上下水道局庶務課】**

制定 平成 10 年 6 月 30 日幹事会決定  
一部改正 平成 23 年 10 月 14 日幹事会決定  
一部改正 平成 28 年 6 月 15 日幹事会決定

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、公益社団法人日本水道協会関東地方支部（以下「関東地方支部」という。）の支部長（以下「関東地方支部長」という。）と関東地方支部に属する都県支部長（以下「都県支部長」という。）とが、平成 10 年 4 月 30 日に締結した「公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定」（以下「協定」という。）第 16 条に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第 2 条 関東地方支部内で災害が生じた場合において、被災した都県支部の支部長は直ちに情報収集に努め、応援要請についての判断を迅速に行えるようにするとともに、平常時から都県支部内での連絡体制について整備するように努める。

(各都県支部の応援体制)

第 3 条 関東地方支部内において、地震災害が発生した場合は、次のとおり当該地震の震度に応じて応援体制を整えるものとする。

種 別	発令の時期	体 制
注意体制	震度 5（弱）の地震が発生したとき	情報収集及び連絡活動を主として行うが、状況によりさらに高度な配備に迅速に移行し得る体制とする。
警戒体制	震度 5（強）の地震が発生し、かつ災害が発生したとき	情報収集及び連絡活動を行うとともに、被災事業体の要請に応じて出動できる体制とする。
非常体制	震度 6（弱）以上の地震が発生したとき	情報収集及び連絡活動を密に行うとともに、救援活動の準備完了後、被災事業体の要請に応じて直ちに出動できる体制とする。

2 関東地方支部長から応援の要請又は応援体制の準備の要請を受けた都県支部長は、都県支部内の事業体に対して速やかに応援を要請し、応援活動について調整をするものとする。

- 3 関東地方支部長は、関東地方支部内において震度6弱以上の地震が発生したときは、調査隊を派遣することができる。
- 4 前項の調査隊に係る職員は被災した事業体が属する都県支部の支部長と関東地方支部長が協議して決定する。

#### (応援活動)

- 第4条 応援活動は、応援を受ける水道事業体（以下「被災水道事業体」という。）の指示に従い、被災水道事業体が定めた応急給水及び応急復旧に関するマニュアル等に基づいて、関係各機関と調整し、協力を得るなどして行う。
- 2 応援活動に従事する水道事業体（以下「応援水道事業体」という。）が、工事事業者とともに活動する場合は、応援水道事業体が応援に従事する工事事業者に連絡し、被災水道事業体での応援活動の業務を請け負う意思があるかを確認し、当該業務の請負について同意した工事事業者を派遣する。この場合において、当該業務を請け負う工事事業者との契約は、原則として応援水道事業体が締結する。ただし、被災地に工事を請け負うことができる業者がいる場合は、被災水道事業体と応援水道事業体が契約方法などについて協議するものとする。
  - 3 協定第6条第5号に掲げる特に要請があった事項については、応援水道事業体が応じることができるものについて、応ずるように努めるものとする。ただし、協定の趣旨から逸脱するようなものについては、この限りでない。

#### (応援水道事業体現地対策本部)

- 第5条 関東地方支部長は、応援の規模に応じ指揮命令系統の整理のため必要と認めるときは、各都県支部長と調整の上、応援水道事業体現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を置くことができる。
- 2 現地対策本部は、現地における応援水道事業体の職員、その他必要があると認められる者で構成するものとする。
  - 3 幹事応援水道事業体は、現地対策本部を構成する応援水道事業体の中から関東地方支部長の指名又は互選により選出する。
  - 4 現地対策本部を統括する現地対策本部長（以下、「本部長」という。）は、幹事応援水道事業体が担うこととする。
  - 5 現地対策本部員（以下、「本部員」という。）は、現地対策本部を構成する応援水道事業体が担うこととする。

#### (現地対策本部の運営)

第6条 現地対策本部の基本的な役割は、次のとおりとする。

- (1) 応援体制の整備及び把握



- (2) 応援活動における指揮命令系統の確立
- (3) 被害状況の把握
- (4) 応援受け入れ態勢の支援
- (5) 被災水道事業体との連絡調整
- (6) 応援水道事業体間相互の連絡調整
- (7) 関係各機関との連絡調整

(応援活動の体制)

第7条 各事業体が派遣する応援の基本編成は、次のとおりとする。

項 目	編 成
応 急 給 水 活 動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急給水班1班あたり3名体制（運転手1名、給水要員2名）を標準とする。</li> <li>2 3班以上の編成で応援を派遣する場合は、所属する都県支部長と連絡調整し、指揮監督するための総括責任者を含め派遣する。</li> <li>3 派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、1週間程度とする。</li> </ol>
応 急 復 旧 活 動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急復旧班1班あたり8名体制（責任者1名、記録者1名及び作業員6名）を標準とする。</li> <li>2 3班以上の編成で応援を派遣する場合は、所属する都県市部長と連絡調整し、指揮監督するための総括責任者を含め派遣する。</li> <li>3 派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、1週間程度とする。</li> </ol>
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 漏水調査班1班あたり4名体制（責任者1名及び作業員3名）を標準とする。</li> <li>2 ただし、各事業体の現状を踏まえ、これらの業務を漏水調査会社等へ委託することについては、前もって検討し、協力要請を行っておくこと。</li> <li>3 派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、1週間程度とする。</li> </ol>
現地対策本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長及び本部員が属する事業体は、現地対策本部の運営に必要な人員を派遣する。</li> <li>2 派遣する人数については、本部長及び本部員が協議の上決定する。</li> <li>3 派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健</li> </ol>

	康等を考慮し、1週間程度とする。
--	------------------

- 2 応援水道事業者の職員（以下「応援職員」という。）には、被災状況に応じ給水用具、作業用器具、衣類、食料及び日用品並びに野外における宿営のためのテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。
- 3 応援職員は、被災水道事業者又は現地対策本部の指示に従う。
- 4 応援職員は、所属する事業者名を表示した腕章等を着用する。

（応援の受入態勢）

第8条 都県支部長は、その属する事業者に対して、応援を受け入れた場合を想定し、応援活動が迅速かつ適切に行われるよう次の事項について応援受入マニュアル等を作成するよう依頼し、都県支部長は、これを把握するよう努めるものとする。

(1) 一般的事項

- ア 各応援活動に関する方法及び手順
- イ 各応援活動の担当及び担当との連絡方法
- ウ 作業報告の内容及び手続
- エ 応援職員のための宿舎及び駐車場の確保、給食の手配並びに防寒等に関する対策
- オ 他機関との応援体制

(2) 応急給水活動に関する事項

- ア 応急給水の水源となる水道施設等
- イ 応急給水拠点の位置
- ウ 給水車の要請リスト

(3) 応急復旧活動に関する事項

- ア 復旧優先線路の明示
- イ 資機材及び残土等の置場の確保
- ウ 施設図、配水系統図及び配水系統変更図等の整備

(4) 応急復旧資機材の提供に関する事項

- ア 資機材の備蓄及び整備状況
- イ 必要となる資機材の種別
- ウ 各事業者における応急復旧資機材の標準的な仕様

（中継水道事業者の活動）

第9条 協定第9条に規定する中継水道事業体は、応援職員への被災地情報の提供、応援職員の休憩場所や駐車場の提供等、応援職員の移動補助を目的とした活動を行う。

2 前項の場合において、中継水道事業体は、応援職員の休憩場所や駐車場の提供にあたり、既存の庁舎や敷地を開放するなど、可能な限り特段の費用負担が生じないように留意する。

(支援拠点水道事業体の活動)

第10条 協定第10条に規定する支援拠点水道事業体は、被災水道事業体での応急給水活動に支障がある場合には、応急給水基地となる水道施設の提供、応援職員の宿泊施設確保の補助、応援職員への通信手段の貸与等、応援職員の活動補助等を行う。

2 前項の場合において、支援拠点水道事業体は、可能な限り特段の費用負担が生じないように留意する。

(応援活動の情報提供)

第11条 関東地方支部長、中継水道事業体及び支援拠点水道事業体の属する都県支部長は、中継水道事業体及び支援拠点水道事業体に対して、被災水道事業体の情報等を提供するものとする。

2 関東地方支部長及び都県支部長は、関東地方支部内の事業体に対して、被災水道事業体での活動状況について、必要に応じて情報等を提供するものとする。

(応援に要する費用負担の原則)

第12条 応援職員に係る人件費等の費用は、応援水道事業体が負担するものとする。ただし、旅費及び諸手当(調整手当等応援の有無に関わらず支給されることとなる基本的な手当を除く。以下において同じ。)については、応援水道事業体の規定により算出した旅費相当額及び諸手当相当額の範囲において、被災水道事業体が負担する。

2 応援職員が応援活動に係る業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援水道事業体の負担とする。ただし、被災水道事業体において応急治療する場合の治療費は、被災水道事業体の負担とする。

3 応援職員の被災水道事業体での宿泊や食料に係る経費については、被災水道事業体の負担とする。ただし、それを補完する目的で応援水道事業体の職員が携行する食料や生活用品等については、応援水道事業体の負担とする。

4 法令上特別の定めその他の特別の措置により、応援水道事業体に対して、応援に要した費用について補填があった場合は、その金額を被災水道事業体の負担額から控除する。

5 応援職員が、応援活動に係る業務上において第三者に対し損害を加えた場合については、原則として、その損害が応援活動に係る業務の従事中に生じたものについては被災水道事業体が、被災水道事業体への往復途中に生じたものについては応援水道事業体が、それぞれ賠償の責に任ずるものとする。

6 応援職員とともに応援に従事する事業者等の派遣に要する経費は、応援水道事業体の算定基

準により算定し、被災水道事業体が負担する。

7 中継水道事業体及び支援拠点水道事業体が被災水道事業体の支援に要した費用は、前各項に準じて扱うものとする。

8 その他具体的な負担区分については、次のとおりとする。

	被災水道事業体が負担すべき費用	応援水道事業体が負担すべき費用
人件費等	超過勤務手当、深夜勤務手当 特殊勤務手当、管理職員特別勤務手当 旅費（日当含む）	給料 地域手当等基本的な負担
管材料費	継ぎ手、直管等	
工事請負費	工事請負費（材料費、労務費、機械器具損料、諸経費等）	
車両、機材等の費用	燃料費（ガソリン、軽油） 修理費 賃借料 輸送料	損料
滞在費用	食料費（弁当等） 宿泊費（仮設ハウス設置費用、ホテル等宿泊費）	携行する食料費 携行する寝袋、テント等 被服（クリーニング代を含む） 生活用品、その他福利厚生費
その他事務費等	写真代「工事確認用」 作業用消耗品 通信費 トランシーバー、消火器、地図 コピー代	写真代「広報、記録用」 その他事務用品
補償関係費用	応援職員の傷病に対する応急的な治療費、第三者に対する損害賠償金の負担「応援作業中」	応援職員の災害補償費 「出張中の公務災害」 第三者に対する損害賠償金の負担 「往復途上」

（応援に要する費用の一時繰替支弁の請求）

第13条 協定第11条第2項の規定により、応援水道事業体が応援に要する費用を一時繰替支弁した場合、関係書類を添付した請求書により、被災水道事業体に請求するものとする。

（連絡体制）

第14条 協定に基づく要請、連絡及び情報の交換については、協定第14条に規定する連絡担当部課を通じて行うものとする。ただし、被災状況等により困難な場合は、この限りでない。

(関東地方支部防災連絡協議会)

第 15 条 協定第 15 条第 1 項に規定する関東地方支部防災連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）において定期的に交換を行う情報は、次のとおりとする。

- (1) 連絡相当部課、連絡責任者及び連絡担当責任者補助者に関する事項
  - (2) 協定第 4 条第 2 項の代理に関する事項
  - (3) 各支部における防災物資等の備蓄及び整備状況
  - (4) 災害発生後の応援活動のために派遣することのできる職員
  - (5) 配管図等の整備及び保管状況
  - (6) 応援活動に関するマニュアルの整備状況
  - (7) 災害防止対策に関する調査研究の結果及び参考となる資料
  - (8) 中継水道事業体の案内図及び施設内の使用可能場所のわかる図面等の資料
- 2 連絡協議会の事務は、関東地方支部長である事業体が処理する。
- 3 特に協議すべき事項がない場合は、第 1 項に掲げる事項の情報の交換をもって、連絡協議会の開催に代えるものとする。
- 4 特に協議すべき事項がある場合は、関東地方支部長に開催を要請するものとし、関東地方支部長が必要と認めたときは、連絡協議会を開催するものとする。

附 則

この要領は、平成 10 年 6 月 30 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 23 年 12 月 7 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 28 年 8 月 8 日から実施する。

日本水道協会関東地方支部相互応援要請書

会 員 名							
災 害 発 生 年 月 日	平成	年	月	日	時	分	
発 信 者	職氏名		時間	日	時	分	
受 信 者	職氏名		時間	日	時	分	
災 害 状 況							
集 合 場 所							
経 路 及 び 進 路 状 況							
そ の 他							

要 請 内 容	応急給水		応急復旧		その他	
	期 間 ( 月 日 ~ 月 日 )	~		~		~
給 水 車 台 数		台		台		台
応 急 復 旧 班 数		班		班		班
物 資						
資 機 材						
車 両 ( 車 種 及 び 台 数 )						
そ の 他						

(受取人) \_\_\_\_\_ 様

公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定第3条の規定に基づき、上記のとおり応援を要請します。

平成          年          月          日

(差出人) \_\_\_\_\_

(2) 中継水道事業体にかかる施設情報票 (案)

中継水道事業体にかかる施設情報票

	都県支部名	事業体名	事業体 電話番号	施設名	所在地	受入 人数	受入 車両 台数	備考			
								寝具類 の数	通信機器 の数 (種類)	アクセス 情報	その他
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

※災害時相互応援に関する協定実施要領第15条第1項(8)に基づき、案内図及び図面等は別添付参照のこと。

## 7 公益社団法人日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書

【上下水道局庶務課】

(趣旨)

第1条 この覚書は、地震、異常湧水その他の災害の場合において、日本水道協会神奈川県支部（以下「支部」という。）に所属する正会員（以下「会員」という。）が、相互間で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 支部の会員を別表第1に定めるとおり県東、県央及び県西の3ブロックに分け、各ブロックに代表会員を置くものとする。

2 前項に定める代表会員は、ブロックに属する会員の被災状況の把握に努めるものとする。

(連絡部課)

第3条 会員は、この覚書の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当副責任者を定め、第1号様式により毎年6月末までに支部長に提出するものとし、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに防災に関する情報を交換し合うものとする。

2 会員は、前項の規定により提出した内容に変更が生じた場合、支部長に速やかに連絡するものとする。

3 支部長は、前2項の規定により提出された内容を取りまとめ、各会員に送付するものとする。

(応援の要請)

第4条 被災会員が、他の会員の応援を求めようとするときは、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、前条第1項により定められた連絡担当部課を通じて、役務の提供、応援物資の調達その他の必要な措置を要請するものとする。

2 要請を受けた会員は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

3 第1項の規定により応援要請をするときは、ブロックの代表会員を経由して要請内容を支部長に報告するものとする。

4 支部長は、会員相互の応援要請を円滑にするため、必要な措置をとることができる。

5 第1項に規定するほか、被災会員は、支部として応援体制を整えることを求めようとするときは、支部長に対し必要な措置を要請するものとする。

(事務の代理)

第5条 支部長である会員が被災し、適切な連絡調整を行うことができない場合は、別表第2に掲げる会員が、同表に掲げる順位により、この覚書における支部長の事務を代理するものとする。

2 ブロックの代表会員が被災し、適切な連絡調整を行うことができない場合は、別表第1に掲げるブロック内会員が、同表に掲げる掲載順位により、この覚書における代表会員の事務を代理するものとする。

(要請方法)

第6条 被災会員が、応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明示し、とりあえず口頭又は電話、電信その他の情報通信手段により要請し、できるだけ速やかに文書を送付するものとする。

(1) 被災状況

(2) 必要とする資機材、物資等の品目及び種類

(3) 応援を要する職種別人員

(4) 応援を要する期間

(5) 応援場所、到達経路

(6) 前各号に掲げるもののほか、応援を要する必要な事項

(応援内容)

第7条 各会員が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

(1) 応急給水活動

(2) 応急復旧活動

(3) 応急復旧資機材の供出

(4) 工事業者のあっせん

2 前項第1号及び第2号の作業期間は、原則として応急復旧終了するまでとする。

(防災情報の調査交換)

第8条 各会員は、応援活動を円滑にするため、防災に関する物資及び資材の備蓄並びに整備状況並び



に災害発生直後に応援に従事できる職員について調査し、その結果を第2号様式及び第3号様式により毎年6月末日までに支部長に提出するものとする。

- 2 各会員は、前項に定めるもののほか、必要に応じて防災に関する情報を相互に交換するものとする。
- 3 支部長は前2項の提出表をとりまとめ、整理のうえ各会員に送付するものとする。

(応援体制)

第9条 応援会員が職員を派遣するときは、災害の状況に応じ必要な食料、被服、資金等を携行するものとする。

- 2 応援会員が応援に派遣した職員（以下「応援職員」という。）は、応援要請会員の指示に従って応援に従事する。
- 3 応援職員は、応援会員名を表示する標識を着用しその身分を明らかにする。

(受入体制)

第10条 応援要請会員は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあつせんその他必要な便宜を供与するものとする。

- 2 応援要請会員が資器材等の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(業者)

第11条 前2条の規定は、応援会員が職員のほかに業者を派遣する場合について準用する。この場合において、前2条中「職員」とあるのは「業者」と読み替えるものとする。

(経費の負担)

第12条 第7条第1項各号に規定する応援に要する経費は、次のとおりとする。

- (1) 応援職員を派遣するに要する経費（派遣に伴い生じた派遣職員の手当及び旅費をいう。）は、応援要請会員が負担する。
  - (2) 応援物資の調達、応援職員とともに応援に従事する業者の派遣その他援助に要する経費は、応援要請会員が負担する。
  - (3) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合、その治療費は、応援要請会員の負担とする。
  - (4) 応援職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務従事中に生じたものについては、応援要請会員が、応援要請会員への往復途中に生じたものについては、応援会員が、その賠償の責に任ず。
- 2 前項に定める経費（応援会員の負担する経費は除く。）は、法令その他特別の措置により、応援会員に対して応援に要した経費への補填があった場合は、その金額を当該応援要請会員の負担額から除くものとする。
  - 3 前2項の定めにより難しいときは、関係会員が協議して定めるものとする。

(相互応援に関する特例)

第13条 支部長は、災害相互応援について、支部内での対応が困難なときは、会員からの要請に基づき、他支部の会員からの応援を求めるものとする。

- 2 他支部の会員が、地震、異常湧水その他の災害により被災した場合で、支部においてこれに係る応急給水、応急復旧等の応援要請を受けたときは、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(協議)

第14条 この覚書の実施に関し必要な事項又はこの覚書に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

(適用)

- 1 この覚書は、平成9年6月1日から適用する。  
(日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書の廃止)
- 2 日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書（昭和54年3月31日締結）は、廃止する。

附 則（平成18年4月28日）

この覚書は、平成18年4月28日から適用する。

附 則（平成23年8月22日）

この覚書は、平成23年8月22日から適用する。

別表第1

代表会員及びブロック

ブロック	代表会員	ブロック内会員
県 東	川崎市	横浜市、横須賀市、三浦市
県 央	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団、相模原市、座間市、愛川町
県 西	小田原市	秦野市、南足柄市、大井町、開成町、中井町、箱根町、松田町、真鶴町、山北町、湯河原町

別表第2

順 位	会 員	備 考
第1順位	川崎市	神奈川県支部長
第2順位	神奈川県	県央ブロック代表
第3順位	小田原市	県西ブロック代表
第4順位	横須賀市	

様式1～3 省略

## 8 - (1) 関東地域における工業用水道災害相互応援に関する協定書

### 【上下水道局工業用水課】

(趣旨)

第1条 この協定は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、横浜市及び川崎市の各工業用水道事業者（以下「協定事業体」という。）が管理する工業用水道が、地震等の大規模な災害で被災し、被災した協定事業体（以下「被災事業体」という。）独自では緊急の復旧措置が実施できない場合に、被災事業体が他の協定事業体に要請する応援活動等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定の対象となる「大規模な災害」とは、原則として、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げられる災害とし、かつ、同法第97条に規定する「激甚災害」に相当する規模のものとする。ただし、災害全体の規模の程度にかかわらず、工業用水道施設の被害の程度、状況によっては対象とすることができるものとする。

2 この協定に基づく「応援活動」の範囲は、原則として、被災した施設の仮復旧（仮復旧せず、最初から本復旧する場合を含む。）、給水再開まで及び被災事業体が要請する復旧業務とする。

(応援事業体)

第3条 協定事業体の給水区域及びその周辺で大規模な災害が発生した場合、被災を受けなかった協定事業体（以下「応援事業体」という。）は、応援活動を速やかに実施できる体制を執るものとする。

2 応援事業体は、応援活動を迅速、円滑に遂行するため、主たる応援事業体（以下「応援主管事業体」という。）を決定する。

3 応援主管事業体は、原則として第9条で定める幹事事業体のうち、被災事業体との連絡の便等から幹事、副幹事のいずれか一方が務めることとし、他方がこれを補佐するものとする。ただし、災害発生の地域、状況により、これにより難しい場合は応援事業体間で速やかに決定するものとする。

4 応援主管事業体は、速やかに他の応援事業体と協力して被災事業体に対する応援活動を行うものとする。

(応援の要請)

第4条 被災事業体は、応援を受けようとするときは、別に定める事項を明らかにして、幹事事業体又は連絡の取り得るいずれかの協定事業体に応援を要請するものとする。ただし、通信の途絶等により連絡ができない場合は、この限りでない。

2 要請を受けた幹事事業体又は協定事業体は、直ちに他の協定事業体又は幹事事業体に要請内容を連絡するものとする。

(通信途絶等の場合の自主活動)

第5条 通信途絶等により被災事業体から第4条の規定に基づく要請がない場合には、幹事事業体は、速やかに被災事業体に近接する協定事業体等と連絡をとり、被災状況、応援の適否等必要な情報収集を行うものとする。

2 前項の情報から被害が甚大であると判断され、かつ、被災事業体との連絡ができない場合には、応援事業体は国及び一般社団法人日本工業用水協会等と調整の上、自主的に応援活動を実施するものとする。

3 前2項の応援活動は、被災事業体から第4条の規定に基づく応援の要請があったものとみなす。

(応援の内容)

第6条 応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 応急の復旧作業に必要な人員（職員、施工業者等）の派遣、資機材の提供

(2) その他被災事業体から要請のあった事項

(経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災事業体の負担とする。

2 応援事業体の職員が応援の業務上第三者に損害を与えた場合、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災事業体が、また、被災事業体への往復の途中に生じたものについては当該職員の所属する応援事業体が賠償の責に任ずるものとする。

3 被災事業体が第1項に規定する費用を支弁するいとまがない場合は、応援事業体は被災事業体からの要請に基づき、当該費用を一時立替え支弁するものとする。

4 応援職員の派遣に要する経費の負担については、各応援事業体が定める規定により算出した当該応援職員の旅費及び諸手当の額の範囲とする。

(公務災害補償に関する請求手続)

第8条 応援事業体の職員が応援業務により負傷、疾病または死亡した場合における公務災害補償に関する請求手続は、当該職員の所属する応援事業体が行うものとする。

なお、災害の事実関係を明らかにした報告書、公務災害についての意見書等、請求に必要な書類の作成については被災事業体が協力するものとする。

(幹事の選任)

第9条 被災事業体からの応援要請の受理及び次条に定める連絡会議を円滑に実施するため、協定事業体の中から幹事及び副幹事（以下「幹事事業体」という。）を互選により選任する。

2 幹事事業体の任期は2年とし、再選を妨げない。

3 幹事は、定期的に連絡会議を招集するものとする。

(連絡会議の開催)

第10条 次の各号に掲げる事項等を実施するため、前条第3項の規定により、幹事は、毎年1回以上定期又は随時に連絡会議を開催するものとする。

(1) 第11条に定める情報交換

- (2) 第12条に定める本協定以外の応援等の調整
- (3) 相互支援に関する情報交換及び訓練，研修等の実施
- (4) その他  
(情報の交換)

第11条 協定事業体は，この協定に基づく応援活動が円滑に行われるよう，関係資料等必要な情報を相互に交換するものとする。

(他の地方への応援の調整等)

第12条 災害時の広域応援に関する協定等，本協定とは別途に締結されている協定等の定めにより，又は協定事業体以外の他の工業用水道事業者等に対して応援を行う場合若しくは応援を要請する場合は，幹事は第10条に定める連絡会議を開いて協定事業体に諮った上，協定事業体を代表して，国，社団法人日本工業用水協会等と連絡をとりながら応援の連絡・調整等を行うものとする。

(施行期日)

第13条 この協定は令和5年4月1日から施行する。

(その他)

第14条 この協定の実施に関し必要な細則事項は，別に定めるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは，その都度，協定事業体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を7通作成し，それぞれ記名押印の上，各自その1通を保有するものとする。

令和5年3月31日

茨城県公営企業管理者 稲見 真二

栃木県知事 福田 富一

群馬県企業管理者 中島 啓介

埼玉県公営企業管理者 北島 通次

千葉県工業用水道事業管理者 山口 新二

横浜市水道事業管理者 山岡 秀一

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

## 8 - (2) 関東地域における工業用水道災害相互応援に関する協定実施細則

### 【上下水道局工業用水課】

(趣旨)

第1条 この実施細則は、関東地域における工業用水道災害相互応援に関する協定書（以下「協定書」という。）第14条第1項の規定に基づき、協定書の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援主管事業体の業務)

第2条 協定書第3条第4項の規定に基づく応援主管事業体の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災事業体の被災等の情報収集及び情報把握
- (2) 応援内容の把握
- (3) 他の協定事業体への応援作業の仕分け
- (4) 被災事業体への交通経路に係る情報収集
- (5) 国及び一般社団法人日本工業用水協会との連絡・調整
- (6) 協定事業体相互の連絡調整
- (7) 前各号に掲げるもののほか応援活動に必要な業務

2 応援主管事業体は、他の応援事業体に対し、前項の業務の一部の処理を求めることができるものとする。

(応援要請の手続)

第3条 被災事業体は、幹事事業体に対して電話又は電信等により応援の可否を照会し、応援の承諾が得られたときは、応援要請を行うものとする。ただし、連絡手段の状況によっては、他のいずれかの協定事業体に対して照会、要請等を行うことができるものとする。この場合において、連絡を受けた協定事業体は、直ちに幹事事業体に取り次ぐものとする。

2 協定書第4条第1項に規定する別に定める内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災の状況に関する事項
- (2) 応援の内容に関する事項
- (3) 応援要請する資機材等に関する事項
- (4) 応援要請する人員に関する事項
- (5) 応援現場及び応援現場への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか応援活動に必要な事項

3 被災事業体は、応援主管事業体から応援を承諾する旨の連絡を受けた場合には、速やかに応援主管事業体に応援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

(応援実施の手続)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた幹事事業体は、要請事項の確認後、そ

の応援要請を他の協定事業体、国及び社団法人日本工業用水協会に連絡するとともに、速やかに協定書第3条第2項の規定に基づき応援主管事業体を決定するものとする。

- 2 応援主管事業体は、速やかに被災事業体と連絡をとるとともに、第2条第1項に規定する業務を実施するものとする。
- 3 応援事業体は分担する作業について応援計画を立て、応援主管事業体に伝達するものとする。
- 4 応援主管事業体は、前項の応援計画を取りまとめ、被災事業体に伝達するものとする。

(応援の終了報告)

第5条 応援事業体は、応援活動が終了したときは、自らが実施した応援活動の結果を記載した書類を作成し、応援主管事業体に送付するものとする。

- 2 応援主管事業体は、応援終了報告書(様式第2号)に前項の書類を添付し、被災事業体に送付するものとする。

(応援の体制)

第6条 応援事業体は、応援職員を派遣するときは、被災状況に応じて作業用工具、当座の食糧、衣類、日用品その他必要なものを携行するものとする。

- 2 応援職員は、応援(災害救助)である旨を記した事業体名腕章等を着用するものとする。

(受入れ体制)

第7条 被災事業体は、応援職員の宿舎、寝具、食事等の確保に努めるものとする。ただし、状況により、これを応援事業体に求めることができるものとする。

- 2 被災事業体は、資材、機械、工具等の応援を受ける場合には、倉庫、資材置場等を確保し、これを管理するものとする。
- 3 被災事業体は、応援主管事業体に対し、被災状況、復旧状況等の情報を提供するものとする。

(指揮命令系統)

第8条 被災事業体は、応援主管事業体に対し復旧作業の範囲を指示し、その範囲内の復旧活動は、応援事業体の責任で行うことを原則とする。

(応援期間及び服務)

第9条 応援職員の応援期間は、同一職員につき継続して1か月未満を原則とし、服務は、公務出張とする。

(幹事及び副幹事)

第10条 協定書第9条に規定する幹事及び副幹事は、当面、別表に定める順序により任期の期間を務めるものとする。ただし、特別の事情により、これにより難しい場合は、協定事業体で協議して定めるものとする。

(情報の交換)

第11条 協定書第11条に規定する情報は、次に掲げるとおりとし、協定事業体は、毎年6月末日までに幹事へ送付するものとする。

なお、幹事は送付された情報を取りまとめ、協定事業体へ送付するものとする。

- (1) 応援に関する連絡担当部課，責任者を記載した応援体制表（様式第3号）
  - (2) 連絡担当機関，出先機関，浄水場等の所在場所及び緊急輸送路を明記した管内図
- 2 前項各号の情報に変更が生じたときは、その都度、協定事業体はその情報を幹事へ送付するものとする。幹事は送付された情報を取りまとめ、他の協定事業体へ送付するものとする。

（施行期日）

第12条 この実施細則は、令和5年4月1日から施行する。

（その他）

第13条 この実施細則に定めのない事項及びこの実施細則に関して疑義が生じたときは、その都度、協定事業体が協議して定めるものとする。

この実施細則の成立を証するため本書を7通作成し、それぞれ協定事業体の工業用水道担当課長が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年3月31日

茨城県企業局業務課長 山本 晃裕

栃木県企業局水道課長 高根佐 広樹

群馬県企業局水道課長 加部 幸正

埼玉県企業局水道管理課長 鈴木 喜弘

千葉県企業局工業用水部施設設備課長 山岡 進

横浜市水道局施設部工業用水課長 大矢 雅幸

川崎市上下水道局水道部工業用水課長 屋代 忠志

細則第10条 別表

順序	幹事	副幹事
1	千葉県	茨城県
2	川崎市	栃木県



3	横浜市	群馬県
4	茨城県	埼玉県
5	栃木県	千葉県
6	群馬県	川崎市
7	埼玉県	横浜市

## 9 神奈川県内広域水道企業団と川崎市水道局との災害時における応急給水の実施に関する協定書

### 【上下水道局水道管理課】

神奈川県内広域水道企業団企業長（以下「甲」という。）と川崎市水道事業管理者（以下「乙」という。）とは、災害時における応急給水の実施に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における応急給水を円滑に行うため必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 応急給水とは、次条に規定する調整池から乙所有または乙指定の給水車等へ給水することをいう。

（応急給水の場所）

第3条 応急給水は、次に掲げる調整池において実施するものとする。

名 称	所 在 地
西長沢調整池	川崎市宮前区潮見台4番1号

（応急給水の実施）

第4条 応急給水は、次の各号に定める場合に実施することができるものとする。

(1) 前条に定める調整池に応急給水を実施することができる水量がある場合

(2) 前号に定めるときのほか企業長が特に認めた場合

（応急給水の要請）

第5条 乙は、甲に対して応急給水を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明示して、口頭、電話又は電信その他の情報通信手段により連絡するものとし、後日、速やかに文書を送付するものとする。

(1) 応急給水を実施する場所

(2) 応急給水を実施する期間

(3) 前2号に掲げるもののほか応急給水の実施に必要な事項

（応急給水の応諾）

第6条 甲は、乙から前条に定める要請があったときは、速やかにその諾否について回答するものとする。

（応急給水の方法）

第7条 応急給水の実施に当たっては、応急給水装置の設置は甲が行うものとし、給水には、原則として甲乙双方の職員又は甲乙双方が認めた者が立ち会うものとする。

（経費の負担）

第8条 応急給水に要する経費の負担については、その都度、甲乙協議して別に定めるものとする。

（疑義等の決定）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に変更の必要若しくはこの協定の内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成10年3月20日

甲 神奈川県内広域水道企業団  
企業長 山口 栄 蔵

乙 川崎市水道事業管理者  
水道局長 野口 徹 宏

10-(1) 災害時における給水装置等応急措置の応援に関する協定(川崎市管工事業協同組合) 【上下水道局水道管理課】

川崎市(以下「甲」という。)と川崎市管工事業協同組合(以下「乙」という。)とは、地震、風水害その他の災害により給水装置等に被害が発生した場合に甲が実施する応急措置に対する乙による応援(以下「応援」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(応援の要請)

第1条 甲は、応援の要請をする必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにして乙に  
応援の要請をするものとする。

- (1) 被災状況
- (2) 応援場所
- (3) 応援の作業内容及び期間
- (4) 応援を必要とする人員及び機器類等
- (5) その他必要な事項

(応援の実施)

第2条 乙は、甲から応援の要請があったときは、承諾できない特別な理由がある場合を除きこれを承諾し、直ちに必要とする人員を機器類等と共に派遣し、甲の指示に従って応援に従事するものとする。

(事後の報告)

第3条 乙は、応援に従事した後、次に掲げる事項を速やかに甲に報告するものとする。

- (1) 応援に従事した事業者(以下「事業者」という。)の名称、責任者名及び従事者数
- (2) 応援年月日及び時間
- (3) 応援場所
- (4) 被害状況
- (5) 応援の作業内容
- (6) 応援に使用した機器類等の種別及び台数
- (7) その他必要な事項

(経費の負担)

第4条 乙が応援のために要した経費については、原則として甲の定める基準により、甲が負担する。

(補償)

第5条 この協定に基づき応援に従事した者が当該応援に従事したことにより死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例(昭和36年川崎市条例第23号)を準用し甲が補償する。

(第三者に及ぼした損害)

第6条 応援事業者が応援作業の従事中に第三者に損害を及ぼした場合は、原則として甲の負担で賠償する。ただし、応援事業者の重大な過失によると考えられる場合については、甲乙で協議する。

(訓練)

第7条 甲及び乙は、応援の円滑な実施を期するため、協議の上必要に応じて防災訓練を行うものとする。

(連絡担当者)

第8条 甲及び乙は、応援の実施に必要な人員及び機器類等について情報交換を行うための連絡担当者を定め、常に情報交換を行うとともに、災害が発生したときは速やかに必要事項の連絡を取り合うものとする。

(その他必要事項)

第9条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成14年10月21日

10-(2) **災害時における給水装置等応急措置の応援に関する協定の実施に関する覚書**  
**(川崎市管工事業協同組合)** **【上下水道局水道管理課】**

川崎市（以下「甲」という。）と川崎市管工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、平成14年10月21日に甲乙間で締結した災害時における給水装置等応急措置の応援に関する協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水道管理課長 川崎市上下水道局の水道管理課長をいう。
- (2) 配水工事事務所長 川崎市上下水道局の配水工事事務所の所長をいう。
- (3) 応援事業者 乙の組合員で応援作業に従事するものをいう。
- (4) 宅地内給水装置復旧作業 配水管から分岐した宅地内の給水装置のうち、配水管の復旧に支障を及ぼすおそれがある破損箇所の応急復旧作業をいう。
- (5) 道路内給水装置復旧作業 配水管から分岐した給水装置のうち、道路部分の応急復旧作業をいう。
- (6) 応急給水拠点開設作業 災害対策用貯水槽の設置された応急給水拠点の開設作業をいう。

（応援の要請及び承諾）

第2条 協定第1条に規定する甲から乙への応援要請に係る手続は、電話等により水道管理課長が行うものとし、甲は要請後速やかに災害応援に関する要請書（第1号様式）を乙に送付する。

2 乙は、応援の承諾をするときは、前項の要請書を受理した後、災害応援に関する承諾書（第2号様式）を甲に提出する。

（応援の作業）

第3条 協定第1条の規定に基づき甲が乙に要請する応援の作業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宅地内給水装置復旧作業
- (2) 道路内給水装置復旧作業
- (3) 配水管復旧作業
- (4) 給水装置被害状況調査作業
- (5) 応急給水拠点開設作業
- (6) 応急給水作業
- (7) その他必要となる作業

（作業の指揮）

第4条 応援事業者は、応援場所を所管する配水工事事務所長と作業内容、人員配置及び機器類等に関する打合せを行い、当該所長の指揮のもと作業に従事する。

（報告書の提出）

第5条 協定第3条に規定する報告は、原則として一日を経過するごとに、次に掲げる報告書により、応援事業者から当該応援事業者を指揮する配水工事事務所長あて提出する。

- (1) 宅地内・道路内給水装置復旧作業報告書（第3号様式）
- (2) 配水管復旧作業報告書（第4号様式）
- (3) 給水装置被害状況調査作業報告書（第5号様式）
- (4) 応急給水拠点開設作業報告書（第6号様式）
- (5) 応急給水作業報告書（第7号様式）

(経費の支払い)

第6条 協定第4条に規定する経費については、甲が応援の終了後一括して乙に支払うものとする。

(連絡担当者の通知)

第7条 甲及び乙は、協定第8条に規定する連絡担当者について、災害時連絡担当者通知書(第8号様式)により相互に通知をするものとし、記載内容に変更が生じたときも同様とする。

(人員及び機器類等の調査)

第8条 乙は、応援の実施に供することのできる人員及び機器類等に関する事項を、人員及び機器類等に関する調査表(第9号様式)により、毎年6月末日までに甲に提出する。

(その他必要事項)

第9条 この覚書に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議のうえ定める。

(旧覚書の廃止)

第10条 この覚書の締結に伴い、甲及び乙が締結した災害時における給水装置等応急措置の応援に関する協定の実施に関する覚書(平成14年10月21日締結)及び災害時における給水装置等応急措置の応援に関する協定の実施に関する覚書の一部を改正する覚書(平成17年4月1日締結)は廃止する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年1月28日

甲 川崎市  
上下水道事業管理者 平岡 陽一  
乙 川崎市川崎区宮本町5番地5号  
川崎市管工事業協同組合  
理 事 長 大坂 延男

第1～7号様式 省略

## 1 1 下水道災害時における大都市間の連絡・連絡体制に関するルール

【上下水道局下水道管理課】

大都市下水道に関する災害対策の重大性に鑑み、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市及び福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、平成24年10月1日大都市間で締結した「21大都市災害時相互応援に関する協定」（以下「大都市協定」という。）に定めるもののほか、大都市において災害が発生した際、下水道事業に関し友愛的精神に基づいて相互に救援協力するものとし、その円滑かつ迅速な実施を図り、また、恒久の相互支援の基礎とするため、このルールを作成する。

（ルールの適用）

第1条 本ルールは、震度6弱以上の地震時に適用する。

- 震度5強以下の地震時またはその他災害が発生し、被災した大都市（以下「被災都市」という。）からの要請があった場合は、本ルールを適用する。
- 「下水道事業における災害時支援に関するルール（以下「全国ルール」という。）」第7条の2に基づき情報連絡総括都市に下水道対策本部員への参加要請があった場合は、全国ルールと調整を図りながら広域的な支援を行う。

（支援要請）

第2条 支援を要請しようとする大都市（以下「支援要請都市」という。）は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、第3条に定める情報連絡総括都市を通じて、役務の提供、緊急用資機材の調達その他必要な支援を要請するものとする。

- 要請を受けた大都市は、極力これに応じ支援に努めるものとする（以下、支援に応じた大都市を「支援都市」という。）。

（発災時の情報連絡体制）

第3条 大都市において災害が発生したときは、情報の一元化及び被災都市の事務軽減を図るため、被災都市に応じ、表-1のとおり情報連絡総括都市を置く。

なお、被災都市は支援要請の有無に関わらず、発災後すみやかに情報連絡総括都市に被災状況等を連絡するものとする。

- 情報連絡総括都市は、情報連絡の窓口となり、被災都市との連絡や国土交通省との情報交換を行い、その結果を他の大都市へ情報連絡する。
- 情報連絡総括都市は、発災後できるだけ早期に責任者を指定の上、被災都市に派遣し、被災状況を把握するものとする。なお、この派遣に被災都市からの要請は必要としない。
- 情報連絡総括都市は、被災都市からの支援要請に備え、被害の程度により他の大都市へ支援及び支援隊集積基地設営の準備を依頼する。
- 情報連絡総括都市は、支援可能人員、提供可能緊急資機材の数量等を把握し被災都市へ情報連絡する。
- このルールに基づく大都市間の情報連絡体制及び窓口は、表-2のとおりとする。
- 各大都市は、災害時を想定し、それぞれの支援体制や情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（支援要請後の情報連絡体制）

第4条 情報連絡総括都市は、支援要請都市と支援内容、時期等について十分協議を行う。なお、この

協議は支援要請前から行うことを妨げない。

- 2 情報連絡総括都市は、支援要請都市からの支援人員等に関する要請内容に基づいて人員、資機材等の割り振りを行い、各大都市へその内容を連絡する。

(現地指揮連絡体制)

第5条 災害時の現地支援における情報の混乱を防ぎ、支援活動の統一を図るため、現地支援総括都市を設ける。

- 2 現地支援総括都市は、支援都市の中から情報連絡総括都市が定める。
- 3 現地支援総括都市は、支援要請都市の方針のもと、支援活動が円滑に進むよう支援隊を指揮する。なお、この場合における現地指揮連絡体制は、表-3のとおりとする。
- 4 支援要請都市は、連絡要員を支援隊集積基地に常駐させることなどにより、支援都市との意思の疎通を図るものとする。
- 5 支援開始後の情報連絡体制は、表-4のとおりとする。

(支援隊の受入れ体制)

第6条 支援隊受入れ場所として、支援隊集積基地を設ける。

- 2 支援隊集積基地は支援要請都市に設けるものとし、これにより難しい場合は、支援要請都市の周辺自治体に設けるものとする。
- 3 支援要請都市は、次の各号に掲げる内容について情報連絡総括都市に連絡するものとする。
  - (1) 支援要請都市内に支援隊集積基地を設けることが可能な場合は、その位置、規模、施設内容等
  - (2) 前号により難しい場合は、周辺自治体が提供可能な支援隊集積基地の位置、規模、施設内容等
- 4 支援隊集積基地の設置場所は、情報連絡総括都市が、支援要請都市と連絡をとり、支援内容等を勘案した上で決定する。
- 5 情報連絡総括都市は、支援隊集積基地を提供する都市と基地の設営に当たって提供可能な役務等について事前に打合せを行い、その結果を各支援都市に連絡する。
- 6 各大都市は、支援隊集積基地として提供可能な施設をあらかじめリストアップし、その規模、施設内容、提供可能な機器等を把握し、情報連絡総括都市に報告するものとする。

(支援隊集積基地の運営)

第7条 支援隊集積基地の運営は、支援隊集積基地を提供する大都市が行うものとする。

ただし、大都市以外の周辺自治体に支援隊集積基地を設けた場合は、原則として支援要請都市が行う。

- 2 現地支援総括都市は、各支援都市の支援隊のまとめ役として、支援隊集積基地の運営を補佐する。
- 3 支援隊集積基地の運営に係る費用については、大都市協定に基づき、支援要請都市が負担するものとする。

(緊急資機材情報の把握)

第8条 各大都市は、情報連絡総括都市からの資機材の提供に関する調査依頼により、提供可能な数量等を報告する。

- 2 情報連絡総括都市は、支援都市及び被災都市へのテレビカメラ車等の特定資機材の優先的な提供を、業界団体に対し要請するものとする。

ただし、被災都市が直接業界団体に要請した場合は、被災都市はその旨を情報連絡総括都市へ通知する。

- 3 各大都市は、緊急時に提供可能な資機材をリストアップし、整備・保管に努めなければならない。
- 4 東京都及び大阪市は、テレビカメラ車等の特定資機材に関する全国的な情報の把握を行う。

(民間団体等との協力)

第9条 各大都市は、民間団体等と支援協力に関する協定を速やかに締結するよう努める。

2 支援用緊急資機材を所有していない大都市は、民間団体等と資機材の提供に関する協定を締結するよう努める。

(台帳システムの互換性)

第10条 被災都市と互換性のある台帳システムを有する大都市は、緊急時に台帳システムを提供する。

2 各大都市は、同時に被災する可能性の少ない大都市と台帳システムの互換性を高めるよう努める。

3 台帳システムに互換性のある大都市間において、緊急時に備えた協力協定を結ぶものとする。

4 各大都市は、他の大都市での台帳出図に備え、バックアップを複数用意する。

(平常時の連絡会議及び訓練)

第11条 毎年一回連絡会議を開催するとともに、被災都市を想定した情報連絡訓練を実施するものとする。

なお、連絡会議のメンバーは、国土交通省、(公社)日本下水道協会の関係者及び表-2に掲げる職にあるものとする。

(協 議)

第12条 このルールに定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、連絡会議において協議し、定めるものとする。

(その他)

第13条 本ルールに定める大都市に新たな都市が追加となる場合には、本ルール改正までの間、その都市を含めたものとして条文を読み替えることができる。

附 則

1 このルールは、平成24年4月1日から効力を生ずる。

平成8年5月16日制定  
平成9年10月30日改正  
平成16年1月27日改正  
平成20年2月20日改正  
平成21年10月7日改正  
平成22年9月30日改正  
平成24年10月1日改正

別表-1～4 省略



## 1 2 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール

【上下水道局下水道管理課】

### 第1章 総 則

(目的)

- 第1条 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール（以下「ブロックルール」という。）は、直下型地震等の大規模な災害が発生し、下水道施設が被災した際、被災した自治体単独では対応が困難な場合に備えて、「震災時等の相互応援に関する協定（関東地方知事会協定）」、「18大都市災害時相互応援に関する協定（大都市協定）」等に基づく相互応援活動を円滑かつ迅速に実施するため、下水道事業に関して「下水道事業における災害時支援に関するルール（全国ルール）」に基づくブロックルールを定め、都県を越える広域的な下水道事業関係者間の支援体制を整えておくことを目的とする。
- 2 下水道事業関係者は、災害発生の際相互に支援協力し、被災した自治体の下水道施設の調査、応急対策及び応急復旧から災害査定まで円滑かつ迅速に遂行することができるよう、日常的に意思の疎通を図るよう心がけるものとする。

(大都市との支援に係る調整)

- 第2条 東京都及び政令指定都市（以下「大都市」という。）は、下水道施設が被災した場合、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール（以下「大都市ルール」という。）」により、相互に支援活動等を行うこととしているため、大都市及び他の都市が同時に被災した場合には、全国ルール、ブロックルール及び大都市ルールを調整しながら災害に対処するものとする。
- 2 大都市のみが被災した場合の支援については、大都市ルールを優先させるものとする。

### 第2章 平常時の対策

(災害時支援関東ブロック連絡会議)

- 第3条 下水道施設が被災した際、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、全国ルールに基づき次の区域をブロックの範囲とする災害時支援関東ブロック連絡会議（以下「ブロック連絡会議」という。）を設置する。

なお、「全国都道府県における災害時の広域支援に関する協定」によるブロック知事会の構成とブロック連絡会議の構成と整合を図るため、ブロック連絡会議にオブザーバを置く。括弧内はオブザーバであり、当該オブザーバの県内で災害が発生したときは、原則として中部ブロックで対応するものとする。

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、(長野県)、(静岡県)

- 2 ブロック連絡会議は、次の各号に掲げる機関及び団体をもって構成する。

- (1) 国土交通省関東地方整備局
- (2) 日本下水道事業団
- (3) ブロック内の都県（オブザーバの県を含む。）
- (4) ブロック内の大都市（東京都（区部）、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、さいたま市）
- (5) ブロック連絡会議で選出した市町村（川口市、八王子市、横須賀市）
- (6) (社) 全国上下水道コンサルタント協会
- (7) (社) 日本下水道施設業協会
- (8) (社) 日本下水道管路管理業協会
- (9) (社) 日本下水道処理施設管理業協会

- (10) 東京都管工事工業協同組合
- (11) 三多摩管工事協同組合
- (12) (社) 日本下水道協会

- 3 都県は、被災時に円滑かつ迅速な対応がとれるよう、管内の下水道事業を実施している市町村の災害時緊急連絡網を作成するとともに、市町村及び下水道関係団体等に対して全国ルール、ブロックルール及びブロック連絡会議等の内容について、十分周知するものとする。
- 4 ブロック連絡会議構成員は、緊急時を想定してそれぞれの支援体制及び情報連絡体制の整備に努めるものとする。
- 5 ブロック連絡会議構成員は、災害支援時に提供可能な資機材をリストアップし、その整備に努めるものとする。

(ブロック連絡会議幹事)

第4条 ブロック連絡会議に、ブロック連絡会議幹事を置く。なお、ブロック連絡会議幹事は都県をもって充て、東京都、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県及び山梨県の輪番制とし、任期は原則として1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 ブロック連絡会議幹事は、原則として年1回ブロック連絡会議を開催し、次の各号に掲げる事項について協議・調整等を行う。
  - (1) ブロック連絡会議幹事の選任に関する事。
  - (2) ブロック連絡会議に参加する市町村の選出に関する事。
  - (3) ブロック連絡会議構成員に係る災害時緊急連絡網の作成及び周知に関する事。
  - (4) 前号に規定する災害時緊急連絡網により、連絡を行う災害の規模及び報告すべき関係機関等に関する事。
  - (5) 第8条に規定する下水道対策本部が設置された場合の本部員の選出に関する事。
  - (6) ブロック連絡会議構成員の所有する災害支援に提供可能な資機材リスト及び前線基地リストの集計に関する事。
  - (7) ブロック内の情報連絡等の訓練に関する事。
  - (8) その他災害支援に必要な事項。

- 3 ブロック連絡会議幹事は、前項に規定するブロック内の運用に係る取り決め等（ブロックルール）をとりまとめ、ブロック連絡会議構成員に周知するものとする。

- 4 ブロック連絡会議幹事は、第2項第7号に規定する情報連絡等の訓練について、企画、調整し、実施するものとする。

- 5 ブロック連絡会議幹事及び幹事が指定する者は、全国ルール第5条に定める「全国代表者連絡会議」に出席するものとする。

(ブロック連絡会議議長)

第5条 ブロック連絡会議にブロック連絡会議議長を置く。なお、ブロック連絡会議議長はブロック連絡会議幹事都県の下水道担当課長をもって充てる。

- 2 ブロック連絡会議議長は、ブロック連絡会議を進行し、ブロック連絡会議の会務を総理する。  
(ブロック連絡会議事務局)

第6条 ブロック連絡会議の事務局は、ブロック連絡会議幹事都県に置く。

(企画調整部会)

第7条 ブロック連絡会議に企画調整部会を置く。企画調整部会の構成は、東京都、埼玉県、前年度ブロック連絡会議幹事県、当年度ブロック連絡会議幹事県、次年度ブロック連絡会議幹事県とする。

- 2 企画調整部会は、ブロック連絡会議の議題、日程等を決定するほかブロック連絡会議の運営に関する協議・調整を行うものとする。

### 第3章 下水道対策本部

(下水道対策本部の設置)

第8条 都県は、次の各号に掲げる事態が管内において生じた場合に、下水道対策本部を設置する。

- (1) 震度6弱以上の地震が発生した場合
  - (2) 震度5強以下の地震またはその他の災害が発生し、下水道施設が被災した市町村から支援要請を受けた場合
  - (3) その他災害が発生し、都県が下水道施設の被災状況等を勘案し、ブロック連絡会議幹事と調整の上、必要と判断した場合
- 2 下水道事業を実施している市町村は、災害により、下水道施設が被災したときは、その状況を都県に報告するものとする。
- 3 下水道事業を実施している市町村は、下水道施設に被害があり、被災状況の調査及び復旧に対して支援が必要な場合は、都県に支援要請を行うものとする。
- 4 都県は、下水道対策本部を設置する場合、ブロック連絡会議幹事、国土交通省都市・地域整備局下水道部及び国土交通省関東地方整備局に速やかに連絡するものとする。
- 5 下水道対策本部は、当該都県の本庁舎所在地に設置する。ただし、これにより難しい場合は、その周辺に設置することができる。
- 6 下水道対策本部を設置した場合、下水道対策本部長は、第4条第2項第3号に規定する災害時緊急連絡網に基づき、ブロック連絡会議構成員へ設置及び参集について連絡するものし、併せて、各ブロック連絡会議幹事に設置について連絡するものとする。

(下水道対策本部の組織)

第9条 下水道対策本部の組織は、被災した区域の次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 下水道対策本部長

原則として、被災した区域を所管する都県の下水道担当課長

(2) 下水道対策本部員

ア 日本下水道事業団関東・北陸総合事務所施工管理課長

イ ブロック連絡会議幹事の下水道担当課長

ウ ブロック内の大都市の下水道担当課長（東京都（区部）、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、さいたま市）

エ ブロック連絡会議で予め選出する都県の下水道担当課長及び市町村の下水道担当部長（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、川口市、八王子市、横須賀市）

オ 第3条第2項第6号から第12号に定める団体が指名する者

カ 下水道対策本部長が必要と認めた者

(3) 下水道対策特別本部員

国土交通省

2 ブロック内では対応が困難で広域的な支援（以下「広域支援」という。）が必要な場合、下水道対策本部長は次の各号に掲げる本部員の参加を要請する。

(1) 被災したブロック以外のブロック連絡会議幹事の下水道担当課長

(2) 大都市ルールに基づく情報連絡総括都市（以下「大都市窓口」という。）

3 下水道対策本部の構成員は、原則として、構成員の属する組織・団体の身分及び費用により支援活動を行うものとする。

4 下水道対策本部の事務を処理するため、本部内に事務局を置く。下水道対策本部の事務局員は、本部構成員の属する組織及び団体の職員で構成する。

なお、下水道対策本部長は、本部事務の処理に関して、必要に応じて作業部会を事務局内に設置することができるものとする。

5 ブロック内に複数の下水道対策本部が同時に設置された場合は、ブロック内のその他の都県の下水道担当課長を支援の調整役として置くことができるものとする。

(下水道対策本部の業務)

第10条 下水道対策本部の業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 下水道対策本部の設置に関すること。
- (2) 被災状況及び支援要請の取りまとめに関すること。
- (3) 支援計画の立案に関すること。
- (4) 被災したブロック内の自治体への支援調整に関すること。
- (5) 被災状況、交通状況その他支援に必要な情報の支援する自治体への提供に関すること。
- (6) 応援隊の拠点となる前線基地の調整及び確保等並びに第14条第3項に規定する現地応援総括者の指名に関すること。
- (7) 災害復旧の調査等に必要な資機材の調達や委託等に係る外注費用の積算等に係る支援・調整に関すること。
- (8) 調査資料及び災害査定関係調書等の作成に係る指導及び協力に関すること。
- (9) 被災住民に対する自治体の広報に関する連絡調整及び支援に関すること。
- (10) 被災状況の各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口への情報提供に関すること。
- (11) 下水道対策本部の解散に関すること。
- (12) その他支援の実施に必要な事項。

2 被災したブロック以外の広域支援が必要な場合、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 本部員の参加要請に関すること。
- (2) 被災したブロック以外のブロックへの支援調整に関すること。
- (3) 大都市への支援調整に関すること。
- (4) その他広域的な支援の実施に必要な事項。

(国土交通省の役割)

第11条 国土交通省は、下水道対策本部、被災自治体及び支援自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。

(支援体制の確立)

第12条 下水道対策本部は、被災の状況等を総合的に勘案し、都県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行うものとする。

- 2 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を速やかに都県を通じて下水道対策本部に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帯同可能な資機材等について報告するものとする。
- 3 下水道対策本部は、支援可能な自治体の支援人員等と被災状況を勘案し、調査体制や復旧方針等の支援計画を立案し、都県を通じて支援する自治体に支援体制調整結果を連絡するものとする。

なお、支援計画の立案にあたっては、関係団体等の支援についても検討し、必要に応じて支援要請をするものとする。

4 広域支援を実施する場合、下水道対策本部は、被災したブロック以外のブロック連絡会議幹事及び大都市窓口を経由して前各項の規定に基づき支援体制を確立するものとする。

(応援活動)

第13条 応援する自治体は、被災した自治体と災害対策基本法67条、第68条または第74条等に基づく合意をした上で、必要な応援人員、応援期間及び帯同可能な資機材等の調整・調達等を行い、被災した自治体に応援を行うものとする。

- 2 応援活動に当たっては、被災した自治体の指揮のもと、下水道対策本部とも緊密に連絡をとりながら、円滑、迅速かつ臨機応変に応援活動を実施する。なお、実施の詳細については、(社)日本下水道協会発行の「下水道の地震対策マニュアルー2006版ー」及び「下水道の地震対策マニュアル 別冊・緊急対応マニュアルー2006年版ー」を参考にする。

(前線基地)

第14条 下水道対策本部は、被災した自治体と調整のうえ、応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。

- 2 応援隊の前線基地は、被災した自治体地内に設置することを原則とする。ただし、これにより難しい場合は、その周辺の市町村地内に設置する。
- 3 応援活動の統一、情報混乱の回避等のため、応援隊の前線基地内に、現地応援総括者を置く。なお、同一の前線基地に複数の自治体の応援隊が入る場合は、下水道対策本部が現地応援総括者を指名する。
- 4 現地応援総括者は、下水道対策本部との連絡調整を行うとともに、円滑かつ迅速な応援活動が行われるよう応援隊を総括する。また、現地応援総括者は、被災した自治体及び応援する自治体との連絡調整についても配慮するものとする。
- 5 前線基地の運営は、原則として、前線基地提供自治体が行うものとし、現地応援総括者がこれを補佐するものとする。
- 6 ブロック連絡会議構成自治体は、前線基地として提供可能な施設をあらかじめリストアップし、規模、施設内容、提供可能な機器、期間等を把握しておくものとする。

#### 第4章 その他

(被災した自治体の役割)

第15条 被災した自治体は、応援隊に対して被災情報や下水道台帳等を提供する。また、現地への誘導、宿泊施設の斡旋・調整等を可能な限り行うものとする。

(費用負担の考え方)

第16条 応援活動に要する経費は、原則として、災害対策基本法第92条の規定により、応援を受けた被災した自治体が当該応援に要した費用を負担する。

(ブロックルールの改定等)

第17条 ブロックルールの改定等は、ブロック連絡会議で協議し定めるものとする。ただし、災害時にブロックルールに定めのない事項について緊急に措置する必要がある時は、下水道対策本部長の判断で決定できるものとする。

第18条 下水道対策本部の解散後も被災した自治体において応援活動が継続する場合、被災した自治体は、応援活動状況等を(社)日本下水道協会に報告するものとする。

- 2 下水道対策本部は、被災した自治体が地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣を必要とする場合は派遣の調整業務をできるものとする。また、下水道対策本部解散後においては、(社)日本下水道協会がその業務を引き継ぐものとする。
- 3 下水道対策本部が設置されない場合でも、被災した地区を所轄する都県は被災状況に関する情報等を(社)日本下水道協会に連絡するものとする。(社)日本下水道協会は各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口等に連絡するものとする。
- 4 ブロック連絡会議幹事は、他ブロックの地震情報の連絡が(社)日本下水道協会からあった場合は、必要に応じてブロック内の都県に情報提供するものとする。

附則

- 1 このルールは、平成20年8月1日から効力を生ずる。
- 2 「下水道事業における関東ブロック災害時支援に関する申し合わせ」、「災害時支援関東ブロック連絡会議運営要綱」は廃止する。
- 3 平成22年8月4日 一部改正

# 13 災害時における下水道管きよの応急復旧対策の協力に関する協定(川崎市環境整備事業 協同組合) 【上下水道局管管理保全課】

川崎市(以下「甲」という。)と川崎市環境整備事業協同組合(以下「乙」という。)は、川崎市内在地震、風水害その他の災害(以下「災害」という。)の発生により、甲の下水道管渠が被災した場合の応急復旧に必要な管路調査その他、応急処置(以下「応急対策」という。)の協力について、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、災害応急対策のための応援(以下「応援」という。)を要請する必要があると認めるときは、電話等により次の各号に掲げる事項を明らかにして乙の応援を要請し、後日、速やかに応援要請書を乙に送付するものとする。

- (1) 被災場所又は応急対策を要する場所
- (2) 被災の概況
- (3) 協力要請の内容
- (4) その他必要な指示事項

(協力)

第2条 乙は、前条による甲からの協力要請を受けたときは、他の業務に優先して応急対策に協力するものとする。

(報告)

第3条 乙は、甲の要請に基づいて協力した場合は、その活動状況等応急対策の内容及び経過を、適宜甲に報告するものとする。

2 乙は、応急対策が終了したときは、速やかに甲に対し、次の各号に掲げる事項を統一化した書面により、報告するものとする。

- (1) 出勤場所、出勤内容、出勤期間及び出勤時間
- (2) 出勤人員数及び出勤作業員名
- (3) 使用した資機材及び使用時間数
- (4) その他必要な事項

(経費の負担)

第4条 乙が甲の要請に基づく応急対策活動に要した経費は、第3条による乙の報告書に基づき、甲が負担する。

(連絡)

第5条 応急復旧対策の要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙それぞれ緊急連絡体制を定めておくものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(通知)

第7条 乙は、甲の要請により応援に出勤できる資機材の数量について、毎年4月末日までに甲に連絡するものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の期間は平成17年12月27日からとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印して各自その1通を所持する。

平成17年12月27日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市

市長 阿部 孝 夫

乙 川崎市川崎区砂子1丁目2番16 メゾンミール砂子202  
川崎市環境整備事業協同組合

理事長 小 澤 光

## 1 4 災害時における応急給水活動等の協力に関する協定書（宅配、第一環境）

【上下水道局営業課】

川崎市（以下「甲」という。）と株式会社〇〇（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等その他による災害（以下「災害」という。）により水道施設及び給水装置に著しい損傷を受け、通常の給水に支障を生ずる場合において、甲が実施する応急給水活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（用語）

第1条 この協定において災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する被害をいう。

2 この協定において応急給水活動等とは、次に掲げるところによる。

- （1）応急給水拠点、臨時給水所等における応急給水活動に関すること。
- （2）市民広報の実施に関すること。
- （3）災害情報の収集に関すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認めること。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害により水道施設及び給水装置に著しい損傷を受け、通常の給水に支障を生ずる場合において、乙に対し応急給水活動等の補助的作業（以下「補助的作業」という。）について協力を要請することができる。

（要請の手続）

第3条 前条の規定による協力の要請は、次の事項を明らかにした協力要請書（第1号様式）で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭（電話等によるものを含む。）で協力を要請し、後日、速やかに協力要請書を送付する。

- （1）災害の状況
- （2）必要とする人員
- （3）要請する業務の内容及び場所
- （4）要請する期間
- （5）その他必要な事項

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定による協力の要請を受けたときは、速やかに人員等を出動させ、補助的作業を行うものとする。

2 乙は、前項の協力が困難な場合は、理由を明らかにし、甲へ直ちに回答しなければならない。なお、口頭（電話等によるものを含む。）で回答を行った場合については、後日、速やかに書面で回答するものとする。



(作業等の実施範囲)

第5条 乙が補助的作業を実施する範囲は、平成26年7月1日付けで締結した「〇〇営業センター管内水道料金等徴収に係る業務委託(総価契約)」(以下「委託契約」という。)の履行場所とする。

(報告)

第6条 乙は、補助的作業に従事したときは、次に掲げる事項を口頭(電話等によるものを含む。)で甲に報告し、後日、速やかに協力実施報告書(第2号様式)を提出する。

(1) 補助的作業の内容

(2) 補助的作業に従事した人員及び使用した資機材等

(3) 補助的作業の従事期間

(4) その他必要な事項

(費用負担)

第7条 乙が補助的作業のために要した費用(ただし、人件費を除く。)については、甲が負担するものとし、乙は当該業務終了後、甲の確認の上、請求するものとする。ただし、特別の事由がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、あらかじめ災害時における連絡責任者を定め、必要な情報を相互に交換する。

2 連絡責任者は、連絡責任者(変更)通知書(第3号様式)でもって相手方に通知する。

(災害補償及び損害賠償)

第9条 補助的作業に従事した乙の従業員が負傷し若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がないときは、川崎市消防団員等公務災害等補償条例(昭和36年川崎市条例第23号)による公務災害補償の金額を準用し、甲が負担するものとする。

2 乙が補助的作業に伴い第三者に損害を与えた場合における損害賠償については、甲乙協議して解決を図るものとする。

(人員等の状況把握)

第10条 乙は、常時、補助的作業に従事できる人員及び資機材等の状況を把握するものとする。

2 甲は乙に対し、前項の状況について毎年3月末日までに書面により報告を求めることができる。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙より書面による通知がなされない限り、委託契約の契約期間において、その効力は持続する。

(協議)

第12条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙協議して決定する。

この協定が有効に成立した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 27 年 1 月 19 日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市  
川崎市上下水道事業管理者 飛弾 良一

乙 所在地  
会社名  
代表者名

締結先一覧

締結先	代表者名	作業等の実施範囲	所在地
株式会社 宅配	代表取締役 斜森 太郎	南部サービスセンター (旧・南部営業センター)	東京都文京区本郷四丁目11番5号
第一環境株式会社	代表取締役社長 岡地 雄一	中部サービスセンター 北部サービスセンター (旧・北部営業センター)	東京都港区赤坂二丁目2番12号

様

川崎市上下水道事業管理者

協 力 要 請 書

要 請 場 所	<input type="checkbox"/> 応急給水拠点（ ） <input type="checkbox"/> 臨時給水所（ ） <input type="checkbox"/> そ の 他（ ）
要 請 業 務	<input type="checkbox"/> 応急給水活動 <input type="checkbox"/> 市民広報 <input type="checkbox"/> 災害情報収集 <input type="checkbox"/> その他（ ）
要 請 人 員	名
要 請 期 間	月 日 から 月 日まで ( 時 分 から 時 分まで )
災 害 状 況	
そ の 他	
要 請 者 担 当	部署名及び担当者名 電話番号 ファクシミリ番号 メールアドレス

（宛先）川崎市上下水道事業管理者

被要請者氏名

㊞

協 力 実 施 報 告 書

実施場所	<input type="checkbox"/> 応急給水拠点（ ） <input type="checkbox"/> 臨時給水所（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
実施業務	<input type="checkbox"/> 応急給水活動 <input type="checkbox"/> 市民広報 <input type="checkbox"/> 災害情報収集 <input type="checkbox"/> その他（ ）
出動人員	名
実施期間	月 日 から 月 日まで （ 時 分 から 時 分まで ）
災害状況	
その他	
被要請者担当	部署名及び担当者名 電話番号 ファクシミリ番号 メールアドレス

（宛先） 様

氏名

印

連絡責任者（変更）通知書

連絡責任者	氏名 役職 電話番号 ファクシミリ番号 メールアドレス
副連絡責任者	氏名 役職 電話番号 ファクシミリ番号 メールアドレス
そ の 他	
担 当	部署名及び担当者名 電話番号 ファクシミリ番号 メールアドレス

## 15 災害時等における災害復旧業務に関する協定書（全国上下水道コンサルタント協会関東支部） 【上下水道局下水道計画課】

川崎市（以下「甲」という。）と一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部（以下「乙」という。）は、地震・風水害・その他の災害が発生した場合における迅速な被害状況の調査、応急復旧に関する助言や災害査定資料作成などの業務に関して、次の協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する下水道施設について発生した災害に関し、緊急的な災害復旧対策を講じるに当たり、甲乙が協力し、被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧に資することを目的とする。

（災害復旧業務の範囲）

第2条 災害復旧業務の実施範囲は、甲の管理する下水道施設における災害発生箇所に対して、甲から要請された範囲を基本とする。

（災害復旧業務に関する要請）

第3条 甲は、災害時等において乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し、災害復旧業務の協力を要請することができる。

2 前項の要請に備えて、甲乙は互いに連絡先を報告するものとする。また、連絡先に変更があった場合においても、同様に報告するものとする。

3 乙は、第1項の要請があった場合は、できる限り速やかに、乙を構成する会員（以下「会員」という。）から、現地へ派遣可能な会員名を甲へ通知するものとする。ただし、災害の状況等やむを得ない事情により、会員が災害復旧業務を実施できない場合においては、この限りではない。

4 甲は、前項により通知された会員のうち協力を要請する会員（以下「業務実施者」という。）に対し、書面により協力を要請し、当該要請を乙に通知するものとする。ただし、甲が緊急を要すると判断したときは、電話等により協力を要請できるものとし、その場合は事後速やかに書面を通知するものとする。

5 災害により甲が乙に連絡することが不可能な場合又は緊急を要する場合は、甲は会員に直接協力要請を行うことができるものとする。その場合においては、甲はその旨を事後、乙に通知するものとする。

（経費負担）

第4条 要請した業務については、甲が業務実施者と協議の上、業務委託契約を締結し、その業務に要した費用を支払うものとする。

（実施細目）

第5条 この協定の実施に関して必要な細目は、甲乙が協議して別に定めるものとする。

（協定期間）

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申し出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成29年11月20日

甲 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市

上下水道事業管理者 金子 正典 ㊟

乙 東京都荒川区西日暮里5丁目26番8号  
一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部  
支部長 菅 伸彦 ㊟

## 16 災害時における復旧支援協力に関する協定（日本下水道管路管理業協会）

【上下水道局管路保全課】

川崎市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した下水道管路施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

（1）被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務

（2）その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 前項の復旧支援協力の要請および当該要請に基づく業務の支援を行うため、甲乙は互いに連絡先を報告し、随時更新する。

3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難いときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（費用）

第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

（広域被災）

第5条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

（協定期間）

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出でない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。



(その他)

第7条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定め違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 29年 11月 24日

甲 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市  
上下水道事業管理者 金子 正典

乙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号  
公益社団法人日本下水道管路管理業協会  
会長 長谷川 健司

## 17 札幌市水道局と川崎市上下水道局との現地調整隊としての活動に関する覚書

【上下水道局水道管理課】

(趣旨)

第1条 札幌市水道局（以下「甲」という。）と川崎市上下水道局（以下「乙」という。）のいずれか一方の水道事業体において、地震等緊急時と定義される事象が給水区域内で発生した場合、迅速に応急態勢を確立するために、もう一方の水道事業体が現地調整隊として活動することについて、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この覚書における用語は、公益社団法人日本水道協会（以下「協会」という。）「地震等緊急時対応の手引き（令和2年4月改訂）」（以下「手引き」という。）に定義されているものを指し、「地震等緊急時」とは震度5弱以上の地震又はその他の自然災害及び事故等により大規模な断水が発生した場合をいい、「現地調整隊」とは被災水道事業体における応援受入体制の確立に当たり、支援調整が必要になると判断される場合、被災水道事業体へ派遣される調整隊のことをいう。

(活動要請について)

第3条 甲と乙のいずれか一方の水道事業体において、地震等緊急時と定義される事象が給水区域内で発生した場合、被災水道事業体は、必要に応じてもう一方の水道事業体に現地調査隊の活動要請を行う。ただし、震度6強以上の地震が発生した場合には、原則、もう一方の水道事業体は活動要請を待たずに要員を派遣し、現地調整隊として活動を行う。

(現地調整隊の活動内容)

第4条 現地調整隊としての活動内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 応援要請の内容及び規模等の決定に係る支援
- (2) 前号の決定に必要な被害状況等の調査に係る支援
- (3) 道央地区協議会区長、神奈川県支部長等との連絡調整の支援
- (4) 応援受入体制及び応援活動における指揮命令系統の確立に係る支援
- (5) その他必要な事項

(費用負担)

第5条 甲と乙が、現地調整隊としての活動に要する費用は、手引きの費用負担の基本的な考え方に準じて、その負担区分及び負担割合を決めるものとする。ただし、活動要請を待たずに要員を派遣した場合において、現地調整隊としての活動に至らなかった場合の派遣費用は、応援水道事業体が負担する。

(先遣調査隊との協力)

第6条 協会から先遣調査隊が派遣された場合は、協力して活動を行う。

(他に現地調整隊が決定された場合)

第7条 他に現地調整隊が決定された場合は、その現地調整隊と協力し、活動を行うものとする。

(活動の終了)

第8条 被災水道事業体において応援活動が開始された場合、被災水道事業体と現地調整隊が協議のうえ、現地調整隊の機能は水道給水対策本部に引き継ぐものとする。

(情報交換等)

第9条 甲と乙は、発災時において円滑かつ迅速に現地調整隊としての活動を実施するとともに、災害時における連携を強化するため、定期的に次の各号に掲げる取組を相互に協力して行う。

(1) 現地調整隊の活動に係る情報交換

(2) 現地調整隊の活動、応急給水、応急復旧等に係る訓練の実施

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、甲と乙とがその都度協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため本書2通を作成し、それぞれが記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年12月11日

札幌市水道事業管理者 木 下 淳 嗣

川崎市上下水道事業管理者 金 子 督

(趣旨)

第1条 川崎市上下水道局（以下「甲」という。）と静岡市上下水道局（以下「乙」という。）のいずれか一方の水道事業体において、地震等緊急時と定義される事象が給水区域内で発生した場合、迅速に応急態勢を確立するために、もう一方の水道事業体が現地調整隊として活動することについて必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この覚書において使用する用語は、公益社団法人日本水道協会（以下「協会」という。）の策定した「地震等緊急時対応の手引き（令和2年4月改訂）」（以下「手引き」という。）で使用する用語の例による。

(活動要請)

第3条 甲と乙のいずれか一方の水道事業体において、地震等緊急時と定義される事象が給水区域内で発生した場合、被災水道事業体は、必要に応じてもう一方の水道事業体に現地調整隊の活動要請を行う。ただし、震度6強以上の地震が発生した場合には、原則として、もう一方の水道事業体は活動要請を待たずに要員を派遣し、現地調整隊として活動を行う。

(現地調整隊の活動内容)

第4条 現地調整隊としての活動内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 応援要請の内容及び規模等の決定に係る支援
- (2) 前号の決定に必要な被害状況等の調査に係る支援
- (3) 公益社団法人日本水道協会神奈川県支部長、静岡県支部長等との連絡調整の支援
- (4) 応援受入体制及び応援活動における指揮命令系統の確立に係る支援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要があると認める事項

(費用負担)

第5条 甲及び乙の現地調整隊としての活動に要する費用の負担区分及び負担割合は、手引きの費用負担の基本的な考え方に準じて決定するものとする。ただし、活動要請を待たずに要員を派遣した場合において、現地調整隊としての活動に至らなかった場合の派遣費用は、当該派遣した水道事業体が負担する。

(先遣調査隊との協力)

第6条 甲及び乙は、被災水道事業体に現地調整隊を派遣するに当たり、協会から先遣調査隊が派遣されていたときは、当該先遣調査隊と協力して活動を行う。

(他に現地調整隊が派遣された場合)

第7条 甲及び乙は、被災水道事業体に現地調整隊を派遣するに当たり、他に現地調整隊が派遣されていたときは、当該現地調整隊と協力して活動を行う。

(その他の協力)

第8条 甲又は乙が大規模災害により被災し、必要とする資機材の提供等の要請があったときは、その相手方は、可能な範囲でこれに応じるものとする。

(活動の終了)

第9条 甲及び乙は、被災水道事業体における被災地の復旧活動が開始された場合は、当該被災水道事業体と協議の上、現地調整隊の機能を水道給水対策本部に引き継ぐものとする。

(情報交換等)

第10条 甲及び乙は、地震等緊急時において円滑かつ迅速に現地調整隊としての活動を実施し、及び連携を強化するため、定期的に次に掲げる取組を相互に協力して行う。

(1) 現地調整隊の活動に係る情報交換

(2) 現地調整隊の活動、応急給水、応急復旧等に係る訓練の実施

(協議)

第11条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、甲と乙とがその都度協議して定めるものとする。

(旧覚書の廃止)

第12条 「川崎市と静岡市との情報連絡調整担当水道事業体としての活動に関する覚書」(平成30年1月22日締結)は、廃止する。

この覚書の成立を証するため本書2通を作成し、それぞれが記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年11月8日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

川崎市（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

- 一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
- 二 その他甲と乙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設は、別記に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援の内容は、次に掲げるものとする。

- 一 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）
- 二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条第1項の規定による災害報告に必要な資料の作成
- 三 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
- 四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会
- 五 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

2 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

（災害支援の実施）

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、国土交通省又は神奈川県から災害支援の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うことができる。

（災害支援の完了の報告）

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。

2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

（廃止）

第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲及び乙が協議の上、この協定を廃止することができる。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

（事務局）

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

- 一 甲の事務局 上下水道局下水道部施設保全課
- 二 乙の事務局 関東・北陸総合事務所 神奈川事務所

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から1年間とする。

（現況届の提出）

第11条 甲は、協定を締結したときは、乙に対し、遅滞なく、現況届を提出するものとする。

2 甲は、前項により提出した現況届の内容に変更が生じたときは、直ちに変更後の現況届を乙に提出するものとする。

3 前二項に定める現況届は、様式によるものとする。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和 5年 8月 28日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市上下水道局  
上下水道事業管理者 大澤 太郎

乙 東京都文京区湯島二丁目31番27号  
日本下水道事業団  
代表者 理事長 森岡 泰裕

## 別記

### 協定下水道施設

#### 1. 終末処理場

入江崎水処理センター  
入江崎総合スラッジセンター  
加瀬水処理センター  
等々力水処理センター  
麻生水処理センター

#### 2. ポンプ場

六郷ポンプ場  
大島ポンプ場  
渡田ポンプ場  
京町ポンプ場  
古市場ポンプ場  
観音川ポンプ場  
大師河原ポンプ場  
戸手ポンプ場  
小向ポンプ場  
丸子ポンプ場  
加瀬ポンプ場  
渋谷ポンプ場  
天王森ポンプ場  
江川ポンプ場  
踊場中継ポンプ場  
蟹ヶ谷ポンプ場  
久末ポンプ場  
登戸ポンプ場  
等々力ポンプ場



## 20 川崎市・日本下水道事業団災害支援協定に関する覚書

### 【上下水道局施設保全課】

この覚書は、令和5年8月28日に締結した川崎市・日本下水道事業団災害支援協定（以下、「協定」という。）を補足し、甲と乙との間で協定に定める各条項について疑義が生じないように共通認識の下で災害復旧支援を円滑に行うことを目的とする。

#### 第3条関係（災害支援の内容）

- 1 協定第3条第3号に定める暫定的な措置を甲が行った場合、その措置の内容は、乙の受託の対象外とする。
- 2 国庫負担金の申請に係る機械設備及び電気設備等の被災に関する第三者機関による被災証明の手続きは、甲が行うこととする。
- 3 災害復旧に係る実施設計、仮復旧工事及び本復旧工事等の災害復旧事業が終了した後、国庫負担金の成功認定等の立会は、甲が行うこととする。

#### 第5条関係（災害支援の実施）

- 1 協定第5条第1項及び第2項に規定する「その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行う」については、甲は、広域的な被災となった場合、被害の規模及び乙の体制等を鑑み、甲が「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく当該ブロック支援本部等関係機関と協議の上、乙又は乙以外の機関に災害支援の要請を行うことをいう。
- 2 甲が乙に対して、協定第4条に規定する災害支援の要請を行った場合においても、前項の協議の結果、乙以外の機関が支援を行う場合がある。また、広域的な被災となった場合、乙が甲に対して優先的な災害支援を確約するものではない。

#### 第7条関係（費用の負担）

- 1 甲は、乙が行う災害支援に要する費用について、乙が第3条第3号から第5号に規定する暫定的な措置等を外部に発注する以前に、甲は、速やかに予算措置に努めるものとする。

#### 第10条関係（協定の有効期間）

- 1 甲は、この協定の有効期間終了後、引き続き協定を締結する意思があるときは、甲が乙に事前に協議する。

#### その他

- 1 本協定に基づく支援の範囲に引き続き、災害復旧に係る実施設計、仮復旧工事及び本復旧工事等を委託する場合、当該業務毎に委託協定を締結する。

2 前項の協定に係る費用について、甲は、速やかに予算措置を行うものとする。

この覚書の締結を証するため、本通2通を作成し、甲乙記名押印し、それぞれ1通を保有する。

令和 5年 8月28日

甲 川崎市

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

乙 日本下水道事業団

関東・北陸総合事務所長 田嶋 淳